

令和3年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月2日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年9月2日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	議会事務局係長	丸山順子
書記	丸山勝記		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、決算認定7件、報告1件、承認2件、人事案件2件、契約の締結1件、条例の改正及び廃止3件、水道事業会計決算剰余金の処分が各1件、補正予算7件、計24件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は、令和3年第3回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年8月、停滞した秋雨前線の影響で九州地方から東日本にかけての広い範囲に長期間の記録的な大雨が続きました。特に、佐賀県、福岡県を中心に、北部九州で甚大な災害が発生

しております。全国では12名の方がお亡くなりになり、多くの方が被災されております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

本町においては、8月11日から17日まで広川ダムで900ミリを超える雨が降り続き、災害対応を行ったところがございます。被災状況につきましては、人的被害、住家被害はなかったものの、道路、河川、林道、農業用施設等が被災しています。梯地区において、道路損壊の危険がありますので、避難指示、監視体制を継続しております。

災害対応につきましては、気象情報等の収集、分析を的確に行い、正確に情報を伝え、町民の皆様への安全・安心に努めてまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症は、デルタ株が猛威を振るい、第5波はこれまでにない大きな波となっております。福岡県は緊急事態宣言の中にあり、感染拡大防止に取り組んでいます。

本町においても、公共施設の貸出中止など御迷惑をかけておりますが、基本的な感染予防対策の徹底などの「新しい生活様式」の実践を町民の皆様にお願ひし、協力をいただいております。また、町民生活や経済活動の維持のための支援策を実施するなどして、長期にわたる新型コロナウイルス感染症対応を進めてまいります。

さて、本定例会には議案24件を提案申し上げております。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、6番水落龍彦君と12番野田成幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月27日、議会運営委員会に諮ったところ、9月2日から9月17日までの16日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9月2日から9月17日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3．一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

9番池尻浩一君の登壇を求めます。

○9番（池尻浩一）

皆さんおはようございます。9番池尻です。久しぶりの一番くじを引きましたので、本当に体も頭も温まる前に始めさせてもらいます。時間短縮に努め、質問させていただきます。

まず、消防団の活動状況についてです。

ここ数年、豪雨災害が全国で発生し、消防本部、警察はもちろん、自衛隊までもが出動要請が出ているのをメディアで報道されています。その中で、災害の初期段階においては、特に自助、共助の部分が大切であり、隣近所、行政区、そして、何より消防団の力というのは欠くことができない重要な組織となっております。

そこで、伺います。

広川町において消防団員の確保はできていると議会等の報告で伺っておりますが、サラリーマン団員という言葉も耳にする中、実際の出動状況、参加状況はどのようなか。団員の方々は、ふだんは自分の職務に就きながら地域防災活動に協力していただいております。平日は参加できない、逆に土日は参加できないといった方もいらっしゃると思います。また、そのような中、金額の多い少ないは別にして、年額報酬、退職報償金といったものは基本的には平等に支給されているものと思っております。出動手当はあるものの、出動の状況によっては、団員同士や住民の方からの疑問も出ていた時期もありました。

改めて報酬支払いに関し、公平性という観点から、現状の対応というものはどういったものがなされているか、伺いたいと思います。

また、国のほう、総務省からも、2021年、消防団員の処遇等に関する検討会が行われ、各市町村でも消防団と協議の上、地方の中でも条例改正及び予算措置を実施することとなっております。それに関する現状も伺いたいと思います。

また、広川町においては水害が多く発生しており、消防団は水防団としての役割も担っております。避難、見回り、土のう訓練等が行われていますが、役目の中の一つに水門の点検というものもありますが、それに関して町ではどのようにされているかなどを伺いたいと思います。

次に、教育体制の今後の方針について。

本来ならば、6月定例議会の折に新教育長になられたタイミングで、町の目指す教育方針、問題点や課題への取組等を質問すべきでしたが、コロナ感染症対策で自粛、短縮をしていましたので、今回、改めて質問させていただきます。

そして、令和4年、2022年度から全国の公立小学校の高学年に対し、教科担任制が導入されることとなりました。中学校からは教科担任制が普通であることや、以前から外国語、体育や音楽などで交代型、専科教員型という形を取っていたことを考えますと、決して特別なことではありません。また、児童や保護者に対しても抵抗は少ないものと考えますが、文科省の方針では、外国語、算数、理科、体育がまず対象教科とされております。

メリットばかりではない中で、広川町ではどのような取組で進めていくのか、伺いたいと

思います。

そして、2学期制についてですが、今回この質問を上げたところ、全員協議会でもお話があるということと、同様の質問がほかの議員からも出ていますので、細かい質問は避けさせていただきますが、町の考えを聞かせていただきたいと思います。

では、あとは質問席にて答弁をいただきます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

ただいまの消防団の活動状況についての質問のお答えでございますが、団員については、区長や分団長をはじめとする団員の推薦により定員を確保できています。

いわゆるサラリーマン団員につきましては、全団員210名のうち約130名であり、そのうち町外勤務者が約70人となっています。平日昼間の火災出動となると、自営業の団員の方でもなかなか出動が難しいものがありますが、令和2年度の火災出動率については全団員の約23%となっており、1回の出動当たり50人前後の団員が出動しています。

このような状況の中、今年度より技術、知識、経験を有する団員OBを活用した支援団員制度を導入し、体制の強化を図っています。今後とも消防団と協議しながら、団員確保や団の活性化について継続して取り組んでまいります。

手当と待遇については今までどおりでございますけれども、自助、公助といった面から考えますと、公平に推進しているんじゃないかと思っております。

次に、消防団における水防訓練については、例年、梅雨入り前の5月に全団員訓練の中で、土のう作成や改良積み土のう訓練、シート張り工法訓練を実施しています。また、各分団においても、自主的に水防に係る訓練に取り組んでいます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全団員が集まっての訓練はできておりませんが、分団長を中心に、各分団、各地域に応じた水防訓練、災害図上訓練など、工夫を凝らして実施しています。

なお、今回の秋雨前線による大雨時には、消防団により避難の呼びかけや自主防災組織と連携した河川の溢水箇所等の土のう積み、バリケード設置やシート張りなどの水防活動を行い、被害の拡大防止に努めることができました。

今後も災害に備え、訓練を積み重ねるとともに、町民の防火・防災意識の高揚を図る活動を行っていききたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

おはようございます。教育長の富山です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの池尻議員の教育体制の今後の方針についての御質問にお答えいたします。

広川町の教育大綱にある「ふるさと広川に誇りを持ち、多様で変化の激しい社会を生き抜く力を身につけ、世代を超えてつながり、力を合わせて未来を切り拓き、将来にわたって活力ある社会をつくっていかうとする子供」を育てるために、必要な力として3点挙げております。1点目に「たくましく生き抜く力（学力・豊かな心・学びに向かう力）」、2点目に

「人を思いやり、人と人をつなぎ、支え合う力」、3点目に「広川町を愛し、世界に羽ばたく力（外国語理解・情報活用能力）」を挙げております。その上で、教育施策の重点目標に「志を持ち、「生きる力」を身につけ、たくましく生きる子供を育てる学校教育の推進」をうたっております。

教育委員会と学校が連携して、教師の力量を高めるとともに、各学校の研究の特色化と小・中学校が連携した教育及び地域と共にある学校づくりをさらに推進し、地域、保護者の確かな信頼を得ることができるような運営を行っていきたいと考えております。特に、広川町で育った子供たちが地域に誇りを持つためには、まず地域を知ること、そのためには広川町における教育資源「ひと・こと・もの」を十分に活用していくことだと思っております。

私自身、学校運営をしていく上で大切にしていきたいと考えますことが3点ございます。1つ目は、学校教育を通して夢や志を持った子供を育てるキャリア教育の充実です。2つ目は、広川町の1中3小という強みを生かした小中一貫教育のさらなる充実を目指すこと、そして3点目に、子供たちが安全・安心で楽しいと思える学校環境の整備です。子供たちが本当に学校を楽しい場所と思えるのは、学校生活の大半を占める教科の授業が分かることだと思っております。これからも分かる授業づくりを通して、子供たちに学校が楽しい場所だと実感してもらえぬ授業改善の取組を充実させてまいります。

そのためにも、今後は令和の日本型学校教育の構築に向けて個別最適な学習、指導の個別化と学習の個性化と協働的な学びの具体的な研究への支援を進め、ICT機器を活用した分かる授業づくりと協働的な学習を組み合わせ、主体的に学ぶ姿勢を持った子供と共に高め合う子供の育成を進めていかなければならないと考えております。

次に、教科担任制についての考えと取組はどのようなかについての御質問にお答えします。

小学校での教科担任制については、現在、広川町では導入されていませんが、学校によっては、授業数が多い高学年に音楽や理科、図工、家庭科などの専科の教員を配置しております。主に学級担任を持つことのできない再任用、週3日の先生方をお願いをしております。また、学年の子供の実態や同学年の教員の実態に合わせて、クラス担任の間で授業を交換する交換授業を行っている学校もあります。体育と音楽、社会や理科など、得意分野を話し合っ交換したり、学習内容によって単元のみ交換したりしております。

現在、学校、学年の実態や状況を考え、各学校で工夫して教育活動を行っていますので、当面このような形でいきたいと考えています。

今後、国や県の動向により教員の調整、確保ができれば、積極的に活用を図っていききたいと考えております。

次に、2学期制についての町の考えはについてお答えします。

現在、八女市では2学期制を実施されております。広川町でも来年度から2学期制の導入を考えております。

メリットとしては、現在の3学期制から2学期制へ変更することで、始業式や終業式といった儀式の実施回数が減るため、授業時数の確保につながることで、夏休み前、あるいは冬休み前の通知表作成の作業といったものが削減されます。その期間中に児童・生徒や保護者との面談の実施や相談体制が取れることで、よりきめの細かい指導につながると思われます。また、儀式の回数や通知表の作成回数が減ることで、教職員の働き方改革の改善が考えられます。また、広川町が2学期制を導入することによって、八女市や、そのほか2学期制

を導入した市町との人事交流がしやすくなるのではないかと考えております。

なお、2学期制導入につきましては、9月7日の全員協議会の中で説明を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

令和2年度の火災では約23%の出動状況と伺いました。これに関して、本当に多いのか少ないのかというのは、現場の状況によつての判断のほうが大切かとは思いますが。

210名の団員を確保した中で、実参加数、これはある程度この状況でできるだろうと、この人数で足りるだろうというところでの人数確保と言えるのか、実際の町の災害時の対応として、人数から考えたところで御説明願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

まず、年間の平均出動率については23%ということです。実質には50人前後の方が毎回、火災の出動に当たっては頑張っていたと思いますけれども、現在のところ現場のほうから、この23%ということで、消火活動等、または後方支援等について支障があったといったような報告は受けていない状況です。

ただ、やはりこういった現場の体制を強化していくためには十分な体制をつくっていく必要があるということで、本年度から支援団員制度ということで、これまで知識や経験等々が豊富な方について町のほうから任命いたしまして、現在10名の方に支援団員となつていただいておりますので、この方についても今後十分に活用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

火災時は本当に緊急性があるもので、その人数かと思いますが、先日のお盆時期の豪雨につきましては、雨のタイミングが天気予報等ではっきり分かること、また、お盆の時期と重なり、対応できる人数や職種も変わったと、そういうような状況が正直多かったんじゃないかなという勝手な勘ぐりですけれども、そのときの出動状況というのは今分かりますか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

昨日、幹部会がありまして、78名の方が今回の水害の対策等について出動をしていただいております。

昨日の幹部会の中でも報告があったんですけれども、各分団長を中心に、早急に現場のほうに集まつていただいて、各地域の要望に応えながら十二分な対策が取れたというふうな報告を受けております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

やはり年平均50人前後と、また、23%が大体例年そのくらいだろうという答弁をいただきましたが、逆にそれにほとんど固まっていないか。先ほど質問しましたサラリーマン団員というので固定されてきていないか。また、それに関する報酬の在り方ですね。皆さんちよこちよこ言われるのに、結局、あの団員さんは全然出てきていないのに、やはり5年から10年すれば退職報償金というのが支払われると思いますけれども、その点に関しても、「ん？」という声も出ていた時期もあります。そういった声も聞いたことがあります。その辺に関しての町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

まず、出勤に当たっての団員の固定化なんですけれども、やはり役場の職員がこの出勤のうち、3分の1から約半数近くを占めているというふうな認識でおります。

それとあと、報酬の在り方についてなんですけれども、報酬については条例のほうで支給条例が定められておまして、広川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例というのがございます。これの第4条に、一定期間勤務しなかったことが明白な場合については、その期間を勤務年数から除算するという形になっています。また、第6条では、勤務成績が特に不良であった者については支給をしないというふうにされております。退職報償金の支給に当たっては、勤務状況であったり、消防団の幹部の意見を十二分に聞きながら支給をしているような状況でございます。

なお、現在、出勤や訓練等に一切参加できていない団員については適宜交代をされてあるということですので、退職報償金の支給対象としては、ほぼほぼ上がってきていないような状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

参加状況については分かりました。

また、先ほど言いました処遇検討会の中でも、現在、災害の多様化、激甚化に伴い、役割の多様化、防災を伴う様々な主体との連携が必要とされていると出ているかと思えます。特に、水害時の訓練については、先ほどの答弁にもありましたが、土のう訓練とか見回り、そういうものが多いかと思えますが、実際、先日の水害でも、河川の氾濫よりも田畑に置いてある水路やクレークの調整からの越水等が多く見られたということでもあります。

それに関しては、町の水利組合等が本来取り組むところですが、水害の予防、警戒、防御と町の水防計画にも挙げておられますが、その水路の管理というものもちゃんと訓練されているのでしょうか。地域の消防団の団員に聞いたら、そういったところをよく知らない、見たことがない、触れたことがないという方もいらっしゃいましたが、訓練状況の中でそういうことはあっているのでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

まず、水路等に関する水門の開閉、そういったものについてのふだんからの訓練は行っておりません。先ほど池尻議員がおっしゃったように、水利組合等との関連がございます。中には水門に鍵等もかけられて触れないようにしている箇所もあるということですので、現在のところ、こういった水門を災害に備えて開閉するといったような訓練等は行っておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

もちろん点検もされていると思いますが、やはり水害時にそういったところの状況も知っておくべきかとも思います。水門を実際に触ってとか、もちろん水利組合の方々のほうがよく知識はあるでしょうし、そういう対応もできますけれども、本当に災害時でも越水、溢水した状況で、近寄らないでくださいというのもあります。訓練を受けておられない農業従事者の方、特に高齢化している、そのような中で、そのような場所に行って調整をしてもらうというのはかなり無理なことでもありますし、やはり水量を調整することで、逆に町側に対してのいろんな問題も、責任問題等も含めた中で起きてくるとも十分理解しておりますので、先ほど言った様々な主体との連携という中で、水利組合等の方々に指導してもらう、教えてもらう、ある程度一緒に取り組んでもらうといった訓練時の協力というのも今後必要になってくるのではないかと思います。

水路等の確認、水害のポイントというのを、要するに水防団としての役割を担っている消防団がそんな状況ではちょっと、消防団員さんの活動に関しても安全確保というものができるといった状況で訓練が行われたらと思っております。先ほど出ました処遇検討会の中でも、訓練の在り方について、やはりいろいろと検討することはあるんじゃないかと思いますが、町としてはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

まず、水路の確認ですけれども、各分団の中で図上訓練等が行われております。それと、水防計画書の中に毎年溢水したり越水したりするような箇所がございますので、そういった部分については毎年度更新をしていきながら、各分団のほうに情報提供を行いながら、この箇所についてはどういった対応が必要なのかといったことを毎年検討しているところです。

処遇の話が出ていますので、現在、消防庁長官のほうから4月に文書が出ております。これについては、年度内に処遇の改善に向けて取り組みなさいといったような方針が出ております。ですので、今現在、近隣市町の報酬の支給状況であったり、現在の、今後の方針を聞いておりますので、その中で、町としてもどのような報酬の在り方にしていくのか、さらには出動手当をどのようにしていくのかというのを今現在検討しているような状況です。

今後については、消防団の幹部会等々の中でこういった議題を出していきたいと思ってお

りますし、あわせて、町のこれまでの細かい被災状況等を再度確認しながら、水路等も含めて消防団と協力していきたいと思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

分かりました。訓練の状況とか、これを現在の消防団員さんに負担をかける、そういうことにつながるような意識で言っております。役割分担とか訓練でばたばたしないように、そういった意味と、本当に訓練が的確で効率よく行われて、現場でもそれが実現できるような訓練を求めて、また、広川町という地域性に合った訓練や取組につながっていただきたいと思えます。それによる住民の安心・安全の生活につながればと思っております。

では、消防団については以上で終わらせていただきます。

また、教育方針についてですが、本当に度々教育要綱、指導要領が改訂されていく中、本年度からも外国語の時数の増、また、教育要綱とか見えていますと本当に抽象的な取組表現の中で、実際、各学校がどのような取組をしいかという教員側の問題もあると思えます。そしてまた、住民側からも改めて正しい教育とは何であろうということと、本当に心に悩みを持つ子にとっては、学校というのは必要ではないんじゃないかと、登校する必要はないんじゃないかといった言葉まで出てくることもあります。本当に様々な新しい課題が出てきておりますけれども、教育長においては、やはり地域性に合った、将来を見据えた取組をお願いしたいと思っております。

では、教科担任制についてですが、やはり交代制とか、再任用、専科教員を利用していくという中で、人数確保についてが本当に町としても予算のかかる大変なところですけど、教科担任制が取り組まれたことで、教職員の確保については大丈夫なのか、また、教職員定数法というものもありますけれども、それに問題なく進めることができているのか、それを伺いたいと思えます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

教科担任制が始まった場合の教員の確保についての御質問ですけれども、来年度から教科担任制が行われるということで文科省のほうから通知が来ておりますが、具体的な内容というのはまだ分かっていない状況ではございますけれども、教員の採用試験の競争率というのが近年では低下しております。それと、2025年度までに全学年を35人学級、少人数学級の実施ということが決定されておまして、より多くの教師を採用されなければならない状況になっております。それで、教員の確保ができるのかどうかというのも町としても懸念をしているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

その点に関しては本当に効率よく、本来の目的としても、やはり多忙な教職員の時間確保、

さらに、子供たちにとっては学習レベルが上がっていくこととされております。専門性の高い教育とか、理科に関しては準備の効率化というのいろいろあってくる中で、やはりそのメリットというのは、今後、間違いなく生かせるという考えの中で進められていくのか、問題ないのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

この教科担任制につきましてのメリットとしましては、1つ目につきましては、専門性の高い授業が受けられるということと、それによって子供の学力向上につながるということがあります。また、小学校から中学校への移行がスムーズにできる、これは小学校は現在、学級担任制ですけれども、中学校に入ると教科担任制になりますので、高学年でそういった授業を受けておると中学校になってスムーズになることと、それに併せて、中1ギャップといった問題も今までありましたけれども、そういったものの解消につながるということを考えております。

また、教員につきましては、担任の空き時間ができ、十分な授業の準備に充てられるということと、あと、授業の準備等、そういった負担の軽減、これは働き方改革にもつながるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当にこれに取り組むことによって、町の教職員の方々の環境がよくなること、また、もちろん子供たちの教育レベルの強化につなげていただくこと、これが本当に大事かと思いません。

また、これに関しては、やはり町が既に取り組んでおります少人数学級制、こういうのも同時に取り組んでいく中で、それを同時にうまく絡めることは大丈夫ですか。絡めていく考えというものは既に目的として入っていらっしゃいますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

少人数学級制につきましては平成28年度から取り組んでおりますけれども、この議会の中でも何度か報告させていただきましたけれども、当初、常勤講師の学級担任ができるとき、3年間実施しましたが、その時代、そのときは確保できたんですけれども、その後が、やはり教師不足ということで学級担任が見つからない状況ということで、昨年度から教師の資格を持たない学習支援員等を多く採用して、教師の補助に当たっております。教師の確保ができれば、少人数学級とかそういったものも活用できるかと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

まさにおっしゃるとおりで、教科担任制を取り組むことで、逆にまた教職員の減にならないか、カバーしていくところも確実にできているか、そういったところも非常に問題とっております。ここに関しては本当に計画性を持って、周りの教育事務所との関係性も必要になってくるでしょうけど、そこは確実に内容のいい形を取っていただきたいと思っております。

今後、また町における重点教科が出てくると思います。いろんな試験とか、教育レベル、学科レベルを測るときにおいて、そういったポイントも見えてくると思っております。教育長においては本当に長らく町のほうに携わっていただいておりますので、先ほどの方針についても、3小学校1中学校の小中一貫教育とした意識の中での連携という中で、今後、重点教科、課題の中で担任制を考える教科というものは考えていらっしゃるか。一応4教科、文科省のほうで指定されていても、うちはこれは取り組まない、重点的にもう一個増やしたいとか、そういった考えというのはできていますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

教科担任制につきましては、先ほど議員おっしゃるように、外国語、算数、体育と理科、4教科が想定されておりますけれども、現在、町のほうでは教科担任制に似たような形での専科制というのを今実施しております。

専科制につきましては各学校の独自で行っておりますが、その中では今言った4教科以外にあるものとして家庭科と図工等も行っておりますので、そういったものもできれば取り入れていければと考えております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

個人的に疑問に思うのは、教科担任制を取ったことで、逆に教員が専門的な分野ばかり取り組んで、ほかの学校とかに移ったときに対応できるのかどうかというのがあります。これは非常に疑問に思うところで、また逆に、うちの町ではこういうところを専門的に取り組んでいただきたいとあって、四、五年過ごしていただいた中でよそに移したら、ほかの教科ができなくなった。これは相互にそういう問題が起きていくと思いますので、これは南筑後教育事務所管内、近隣でも平等に取り組むか、そういった話合いが進められているのか。うちの町だけで教員をここに重点的にしたいとかいっても、ほかのところで、また逆にほかの専門的に取り組んだ方を全面的に全教科教えていただく担任の先生として頑張っていただきたいといったときに、そういったアンバランスさが生まれてこないか、能力のバランスが悪くならないか、こういうことは考えられたことはあるでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

確かに議員が言われるように、まだ教科担任制が始まっておりませんので、広川で教科担任で専門的な教科だけを何年か教えて、その後、異動でほかの教科とか通常のクラス担任とかになった場合はそういったことも予想されると思っておりますけれども、現在、概要は分かって

おりますけれども、そういった国からの教科担任制についての具体的なことがまだ来ておりませんので、ちょっとそこまでは考えておりませんでした。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当に子供の将来に関わることでありますから、長い目で見て、効果的に実行できるかどうかということも含めて計画していただきたいと思います。

最後に、2学期制について、1つだけ伺います。

行事スケジュールの点だけ伺いますけれども、特に問題は、2学期制にしたときに、社会教育面におけるいろんな子供たちの習い事、その他イベントにおいて、周辺地域とスケジュールを合わせるというのが非常に問題点がありました。八女市だけが取り組んだときにはですね。そういったことを考えて、南筑後エリア全体で取り組むことが今度できるのか、ほかの周辺地域の状況だけ教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

現在の南筑後管内で2学期制を取り入れているところにつきましては、八女市、柳川市、大木町が2学期制を取られております。

今言われた社会教育の関係のスケジュールで、具体的にそういった問題点があるかどうかまでは把握しておりませんでしたけれども、そういったことはまた今後よく調べていきたいと思えます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

聞いたことがないというのがちょっと問題ですけど、子供たちは小学校の野球チームに入ったり、サッカーチームに入ったり、バスケ、バレー、ダンス教室とか、そういったこともあります。発表会とか地域の対抗試合等のときに、やはり日程が、この学校は2学期制でいろんな休みとかスケジュールを合わせられないということが頻繁に実際あっておりました。そういった中でのスケジュールを聞いておりますが、今後もそこを取り組んでいただいて、また、全協等や、ほかの議員からの質問もあると思えますので、私からは以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、4番栗原福裕君の登壇を求めます。

○4番（栗原福裕）

改めておはようございます。4番栗原です。

さきの6月3日開催の全員協議会において、公共下水道事業の全体計画の見直しについて説明が行われました。その中で、八女市、筑後市の計画面積縮小による負担増、また、県営河川を越えた場合の工事費の増加などにより建設費や維持管理費が大きくなるという理由で、4エリア、109.9ヘクタールが計画地域から除外され、440.1ヘクタールで整備されることとなっています。その見直し案について質問をさせていただきます。

まず1点目が、見直し地域について、4つのエリアに当てはまる行政区名を挙げて説明が行われました。この除外される地域を見ると、行政区が入り込んでいる地域があります。具体的に図面上で除外する地域を示す必要があると考えますが、どのようにされるか、お伺いします。

2点目は、除外することで約22億円の事業費が削減できるということですが、除外エリアごとに削減額及び削減面積はどうなっているのか、お伺いします。

3点目は、事業費の見直しを行い、今後は一般会計からの繰入れを150,000千円程度に抑え、事業を実施していくということですが、下水道事業は、現在、公営企業会計で行われており、受益者負担による事業実施が原則と考えますが、その点、町としてどう考えてあるのか、お伺いします。

最後、4点目でございますが、下水道計画がない区域の対策については、合併浄化槽設置に対する手厚い補助を考えていくということでございますが、具体的にどのような補助制度を検討されているのか、お伺いします。

あとは質問席で個別に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

ただいまの質問で、広川町公共下水道事業の見直しについてのお答えでございますが、町では、快適で衛生的な生活環境の実現や河川などの水質保全を図るため、公共下水道整備と合併浄化槽の設置を推進しています。しかし、近年、厳しい財政状況や人口減少など、状況は大きく変化し、特に、下水道事業の経営状況の悪化は、企業会計に移行したことにより、より鮮明になりました。また、3市1町で構成される矢部川流域下水道の構成市も同じような現状です。

さらに、現在、福岡県主導の下、矢部川流域下水道3市1町の負担金の協議を行っており、現負担率が八女市36%、筑後市38.9%、みやま市8.4%。広川町16.7%で負担していますが、今回、八女市と筑後市が見直しを提案したため、決定されれば、八女市32.1%、筑後市37.4%、みやま市10.3%、広川町20.2%となり、町の負担率が3.5%増で、令和3年度負担金をこの率で試算すると、建設負担金だけでも約6,300千円増加いたします。また、維持管理負担金赤字補填額もこの増率分が反映されます。

広川町においても、将来にわたり持続可能な公共下水道事業を推進するには見直しは必須であります。今後、住民への説明責任はもちろんですが、加えて、公共下水道と合併浄化槽の補助と負担の不均衡を是正に向けて協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

回答ありがとうございました。ちょっと質問させていただきます。

今回の除外地域を見ますと、町の中心部に当たる地域もあります。また、国道3号バイパスの計画路線の地域もありますが、除外することで町の発展等に直結する民間等の開発に支障があると私は思いますが、そこは検討され、除外されたのか、また、どう考えてあるのか、

お伺いします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいま栗原議員の御質問でございますが、国道3号バイパスに伴う開発につきましては視野に入れております。

5年ごとの見直しにて、計画路線や民間の大規模開発等の情報収集をしっかりと反映させていただきたいと思っております。ただし、整備はしたが、未接続とならないよう収益が見込めるかどうかは、しっかりと見極めて判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

今の課長の回答の中で、5年ごとに見直し等を考えていきたいと。また、そういう開発等も含めて、3号バイパス等については視野に入れているということでございます。ぜひともそこらあたりを考えて、今後、下水道の再見直し等も行っていたらいいと考えているところです。

次に、質問もいたしました。行政区が入り込んでいるわけですね。すぐ近くまで下水道が来ている地域で、行政区が下水道認可区域、それから、下水道から除外される地域、こういうところがあるかと思いますが、どうされるのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございますが、直近に下水道管が埋設されている箇所につきましては、自然流下の勾配が取れる地形であれば、計画区域に取り組むことは可能です。ただし、やはり先ほども申しましたとおり、未接続とならないように、しっかりと収益を見極めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

ありがとうございます。計画区域に入れることは可能ということを知りまして、安心をいたしました。

次に、町長の回答にもございましたが、住民への周知の関係です。

町のほうでは広報やホームページ等により説明をしていくということでしたが、私はそれだけでは不十分だと考えております。また、住民の理解も得られないと考えておりますので、この周知方法について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございますが、現在、広川町の下水道全体計画の見直しについては、区域を業務委託にて詳細に進めております。

その業務委託の中で、全体計画の区域の部分とそうでない部分を色分けさせていただき、どなたでも分かりやすくさせていただきたいと思っております。さらに、紙の図面にして、縦覧等により具体的に範囲を提示させていただきたいとも考えております。

また、先ほど周知方法ということでございますが、区長会、地元説明会、関係機関、広報、ホームページ等により、より幅広くお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

ぜひともこの周知については徹底をしていただきたいと思います。

次でございますが、見直し案では、処理人口が約1万1,000人程度になるということです。単純に考えますと、下水道が来ない地域が約9,000人程度になります。約45%の方が下水道事業の恩恵、サービスを受けられなくなります。

説明では、今後、一般会計から150,000千円程度の繰入れを行い、事業を進めていくということでございますが、再度でございますが、その負担を除外地域の方もするような形になるかと思いますが、その点、町としてどう考えてあるのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問に御回答させていただきます。

まず、一般会計からの繰入れ150,000千円で事業を推進する質問ですが、全協での報告が言葉足らずでしたので、改めて説明させていただきます。

150,000千円という金額は、一般会計からの繰入れではなく、その年度に実施する工事事業費の額でございます。一般会計からの繰入れについては、令和2年3月の全協で報告させていただいた下水道経営戦略によると、徐々に増加し、令和9年度にピークの一般会計繰入額210,000千円となります。

今後、工事事業費の影響をまともに受けますので、このことも今回の全体計画見直しの大きな理由の一つと位置づけております。

下水道事業開始後、これまで建設事業費は7,340,000千円で、その財源は国庫2,180,000千円、起債3,640,000千円、差引き1,520,000千円は町の単独予算で行わせていただいております。受益者負担金の累計は330,000千円ということで、約12億円程度が不足することとなっております。

一般会計の繰入れについては、これまで起債の償還額の一部が繰入れの基準となっておりますが、それでも赤字が生じ、基準のみでは賄うことができないため、基準以上に繰り入れているのが現状です。この現状は、矢部川流域下水道構成市の八女市、筑後市、みやま市も同じような状況でございます。受益者負担の原則はありますが、実態は一般会計の繰入れなしでは経営が成り立たない状況でございます。これ以上の事業投資は赤字額を広げる要因となるため、一旦事業を見直す必要があると判断して、6月の全協にて報告させていただきます。

した。

加えて、今後、これまで整備してきた施設の更新時期も近い将来に到来いたします。その
ときのために、今後、経営改善しないと、今より増して一般会計に頼らざるを得ない厳しい
状況が予想されると判断して行っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

今、課長の説明では工事分を150,000千円程度入れているということですが、ちょっと令
和2年度の下水道事業の損益計算書等を見せていただきました。課長のほうも御存じかと思
いますが、交付税措置が81,644千円程度ございます。これを入れても、40,000千円程度は不
足しているわけですね。こういうことを考えると、先ほども公営企業でやっているというこ
とでございまして、あくまでも受益者の中で負担をしていただいて事業をするというのが
原則だと私は考えております。

工事を進めていく中ではそういう部分も必要かと思いますが、このマイナス点の改善です
ね。先ほど課長も答弁がございましたが、再度、どう今後取り組まれるのか、お伺いします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

企業会計における赤字の改善については、全て未接続者の接続促進と使用料滞納整理にも
ちろん絶対力を入れていきたいと考えております。

工事事業費の削減並びに負担金の減額をすることが、今の段階では何よりも赤字を改善す
る近道になっていると考えております。ただ、やはり今現状として、合併浄化槽を設置して、
下水道管が目の前にあるのに接続しないという事業所並びに個人宅、あるいはアパートがご
ざいます。この点については、先日の矢部川流域の会議で、県の担当者がおりましたので、
本来は国の直轄の国交省の下水道、環境省の合併浄化槽という推進で、福岡県も2つに分か
れて全然連携がないという意見を私が述べさせていただきました。下水道区域内にある地域
については合併浄化槽は認めないように、県の建築許可等ではじいていただきたいという旨
も通知して、矢部川流域の八女市、筑後市、みやま市はほとんど課が2つに分かれておりま
すから、その状況は全然知らない状況下で経営を進めております。ですから、全然改善がで
きないという状況も私のほうで報告させていただき、これを改善しないと、矢部川のほうの
使用料ですね、前、全協でお話しさせていただきました160円の負担、この軽減にもならな
い。いかにお客様を増やし、160円を軽減するかということは、接続をしていただき、末端
の施設に流すということで提案させていただいておりますので、ここも連携し、やらせてい
ただきたいという旨を積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

この事業費の関係、それから、下水道の経営の問題につきましては、担当課だけじゃなく

て、総務部局ともよく連携されて、今後進めていってください。

次でございますが、見直し案では、期間を33年から18年間に短縮し、事業を実施することになっておりますが、この計画で下水道会計の長期財政改善計画等は計画されてあるのか、伺います。

なぜこういうことを申すかと申しますと、町長のほうもよく町の財政状況が厳しくなってきたということでございますので、18年ではなく、期間の延長等も考えて、今後、一般財源からの繰入額等を少なくする必要があるかと思っておりますので、当局の考え方をお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございます。期間を33年から18年に短縮、これにつきましては、工事事業費を削減した下水道会計の経営方針を担当課でしっかりと議論を重ねさせていただきました。その後、財政部局と協議をして、町長、副町長と再三協議をし、今後の下水道経営の方向を議論させていただいております。

もちろん、今後、町財政がさらに厳しくなる場合もあると思っております。期間の延長を含めた方向転換も視野に、5年ごとに入れていきたいと思っておりますが、民間企業の経営戦略と同じように、上方修正、下方修正等をしっかりと5年度の計画に反映し、上層部との協議並びに財政部局との協議は常にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

よろしく願いいたします。

次でございますが、下水道と合併浄化槽では、維持管理経費も含め、下水道に接続をしていただくよう、下水道のほうを経費がかかりませんというような説明で今までであったかと思っております。

確認なんです、具体的に比較すれば年間どれくらいの違いになるか、お答えをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

その質問につきまして、合併浄化槽と下水道の年間の経費を報告させていただきます。

まず、合併浄化槽は5人槽と7人槽と10人槽の補助金をさせていただいております。

まず、5人槽と下水道の5人世帯ということで比較数字を出させていただきます。

合併浄化槽につきましては、清掃、保険、いわゆる保守点検、定期検査、プロアの電気代、この4つで構成されています。5人槽で年間約85,660円と、うちのほうで試算しております。次に、下水道の5人世帯でございます。これはホームページに、水道料金と換算して大体これぐらい使いますよという平均の数字を入れております。年間62,940円。5人槽につきましては、差額として22,720円が下水道のほう安くなっております。

次に、合併浄化槽の7人槽と下水道の7人世帯でございますが、合併浄化槽の7人槽は93,140円、下水道の7人世帯で75,560円、下水道のほうが16,580円安くなっております。

最後に、合併浄化槽10人槽と下水道の10人世帯でございます。合併浄化槽の10人槽で年間102,160円、下水道の10人世帯で96,960円、下水道の10人世帯のほうが5,200円安くなっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

よく分かりました。ありがとうございます。

では、お伺いしますが、合併浄化槽の耐用年数は何年か、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

環境省によりますと、合併浄化槽本体の耐用年数は30年、機械設備類は7年から15年というふうになっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

なぜそういうことをお聞きしたかといいますと、結局、5人槽で比較すると20千円ばかり維持経費のほうがかかるということです。そうした場合、いろいろ私も調べましたが、耐用年数が30年以上というようなことも書いてありました。これは地震とかいろいろあった場合については、それより早く壊れる場合もあるわけです。そういうことで、合併浄化槽のほうで維持管理費がかかるというようなことになっております。

最後ですが、全協においても、今、町長の回答においても、補助金制度を考えたいということではございましたが、執行部として、今後、合併浄化槽補助金というものをどういうふうに捉え、どう考えてあるのかを再度お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございますが、先ほど合併浄化槽と下水道の比較で、この状況下を何とか下水道区域ではないところに対しては是正すべきだというふうに考えております。他の市町村もやはりそういうふうな是正でやっているところがございますので、今、資料等を準備させていただき、比較させていただきたいと思っております。

それで、ある程度の是正を絶対かけたいと思っておりますが、それにつきましては、その前のある程度、合併浄化槽をまず推進するのも1つ状況下、我々は持っております。ここを推進しないと、そこばかりとなるとまた問題もありますので、並行して合併浄化槽の推進並びに料金等がなるべく不均衡がないような是正、あるいは事業者等も負担をしていただくような交渉等も今後はあり得るとは考えております。

ただ、今、水面下では協議しておりますので、これも不均衡が是正された場合は議会等に報告をさせていただきますが、なるべく来ないエリア等につきましては、そういうものを早めに是正していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

ありがとうございました。

最後になりますが、要するに先ほど耐用年数をお聞きしたわけですね、壊れた場合ですね、一遍合併浄化槽補助金をいただいて壊れた場合、再度の補助金の適用等は考えてあるのか、今後検討されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございますが、合併浄化槽が何らかの理由、災害等になりましたら国からの補助がございます。ただし、減価償却の使用とか、あるいは場所等によっては消耗が激しい等がございますので、申し訳ございません、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

耐用年数というのがあるかと思えます。なぜそういうことを言っているかということ、公共下水道については、終末処理場で50年から70年と、20年ばかり違うわけですね。そういう維持管理経費も違うということですので、ぜひ今後とも検討をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりますが、しっかりと住民への説明等を行われ、公共サービスの平等性等をしっかりと捉え、事業の健全な財政運営に努力され、今後の公共下水道を推進されることをお願いし、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5 番（江藤美代子）

質問通告に基づいて、2 項目にわたって質問をいたします。

まず1 項目、ジェンダー平等に向けての取組についてです。

昨年は第5 次男女共同参画基本計画の策定の年でした。政府案も多くのパブリックコメントを受けて、大幅な見直しが行われました。それを受けて、県、町は男女共同参画基本計画を作成しています。私はその中から3 点について町の対応をお尋ねいたします。

まず1点目、政策方針の決定の場に女性の参画拡大がうたわれています。この中の管理監督職への女性登用の目標について役場内の現状はどうなっていますでしょうか。また、今後に向けての目標をお尋ねいたします。

2点目、町が昨年行いました新型コロナウイルス感染症に負けない広川町まちづくりアンケート調査で浮き彫りになった女性の非正規率が高いこと、貧困化の問題があります。アンケートを基に、その対応はどのようになっていますでしょうか。進捗状況をお尋ねいたします。

3点目です。

国の男女共同参画基本計画においても、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援として、生理を含めた保健の充実という点も指摘されています。コロナ禍の中、「生理の貧困」という言葉が注目されています。町は早速、日本赤十字社の寄附金を基に、災害避難時の備品として、また、就学援助を受けている家庭や社会福祉協議会の食料支援を受けている方への生理用品の配付、また、学校の保健室に生理用品の準備をしました。大変喜ばれているのではないかと思います、現状はいかがでしょうか。

また、今後さらに多くの人々が利用する公共施設、学校のトイレに生理用品を常備してほしいと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

2項目め、教育関係予算についてお尋ねいたします。

各学校にPTA、父母教師会があります。PTAは任意の団体であり、本来は加入も任意であるとされています。しかし、歴史的にPTAへは半強制的に加入が当たり前となっています。また、PTA活動とは、本来、教師と保護者が子供の教育のために教育環境の充実を目指して活動するボランティア活動、あるいは保護者が学び合う場ではないかと考えます。PTA内に各委員会を設け、広報紙の発行や講演会の開催、除草作業など、単純な環境整備をしたりする活動も当然のこととして理解しております。この活動のために、PTA会費を集めています。また、校友会という名目で会費を徴収している学校もあります。

その校友会、PTA会費の支出の内訳ですが、PTA活動の活動費以外に教育活動費補助、教育整備費、環境整備費などがあります。PTA会費はその使い方でも会員の方の了解の下に行われていることですので、何ら問題ないと考えることもできます。恐らく昔、各自治体にとって教育環境の整備が経済的に困難な折にPTAから援助が行われていた、その名残ではないかと思いますが、今もなおPTA会計から公的施設である学校の運営や施設にお金を支出している、このことについてはどのようにお考えですか。お答えください。

もう一点、学校給食費の会計について現状はどのようになっていますか。

中央教育審議会は2019年1月、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと答申しています。町の方針をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひします。以後、質問席にて質問を続けます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

ただいまの質問のジェンダー平等に向けての取組についてのお答えでございます。

町職員の管理監督職への女性の登用について、現状は管理職が11名中1名、監督職が36名中10名で、23.4%の登用率となっております。目標は、広川町特定事業主行動計画において

令和5年4月までに30%としております。

新型コロナウイルス感染症に負けない広川町アンケート調査において、暮らしやすいかの設問で、暮らしやすいと答えた割合が男性より女性が少なかったことなどについて、ワークショップなりの方法で深掘りしていくこととしておりますが、コロナが拡大傾向にある中、実施できておりません。コロナの感染状況を見ながら実施の方策を考えているところです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

ただいまのジェンダー平等に向けての取組についてお答えいたします。

経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」が社会問題となっていることは、町では7月に福祉課が日本赤十字社の助成を受けて購入した生理用品を各学校へ配付いたしました。生理用品が必要な児童・生徒は保健室へ受け取りに行ってもらおうよう、準要保護世帯の保護者へ周知し、対応を行っております。

8月末現在では、まだ受け取りに来た児童・生徒はいないとの報告を受けております。

今後は必要性を勘案し、各学校と協議し、検討していきたいというふうに思っております。

また、公共施設への設置につきましては、社会福祉協議会が実施されております生活困窮者に対する生活相談の中で、必要な方への生理用品給付をされていますので、その他の公共施設への設置は考えておりません。

続きまして、教育予算についてお答えいたします。

各学校で使用する消耗品費などの学校予算につきましては、毎年、予算編成時期に各学校からの当初予算要求書に基づき予算を計上しております。また、予算が不足するなどの場合は、必要があれば補正予算要求を行い、学校予算の確保をしております。

P T Aは学校の任意団体組織であります。学校を支援するという観点から、教育活動において、P T Aとして子供たちの教育環境の充実を願い、学校独自の取組や学校の特色を生かすための支援等をされています。会費の用途については、そのP T Aの判断に基づくものによると理解しております。

次に、学校給食の公会計化につきましてお答えいたします。

現在、保護者からの給食費の徴収や食材の支払いなどは各学校が管理する給食用の会計により行っています。公会計化は教職員の業務負担の軽減や徴収・管理業務の効率化などの効果も見込まれ、国も推奨しているところではあります。南筑後管内では柳川市が公会計化を実施されているようですが、実施するとなると、給食費の徴収業務や給食費を管理するシステムの構築など、多くの事務とそれに伴う予算を要することとなります。現段階では検討しておりませんが、今後は近隣市町等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

まず、女性管理監督職への登用ですけれども、現在23.4%ということで、30%に向けて取り組んでいらっしゃるというふうにお聞きしました。日本のジェンダーギャップ指数は153

か国中121位です。特に、政治参画の面においては144位と、さらに順位を落とします。

ほかの国の女性管理監督職のパーセンテージ、登用率は、海外はもちろん高いんですけども、全体の企業とかで考えると、14.8%という数字があります。これに比べれば町は大変努力してある。さらに、昨年度は18.7%とお聞きしています。それで、今年度は23.4%ということですので、町は女性の管理監督職の登用に向けていろいろ取り組んで努力をしてあるのではないかと思います。どのような取組、どのような方針、基準で臨んであるか、お伺いできますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

まず、先ほど申されました登用率18.7%ですけども、これにつきましては平成31年4月現在の登用率となっております。

町長答弁の中にもありましたように、広川町特定事業主行動計画というのを定めております。その行動計画において、出産・子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりの姿勢を基本として取り組んでいるということでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

管理職登用の際にはどのような方法でというか、どのような手順でやってありますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

管理監督職の登用、いわゆる昇任でございますけれども、まず、その選考において男女という観点はございません。登用に関しましては、現在、人事評価等を実施しておりますので、人事評価による評価、それから、職員へ人事に関するアンケート等を実施しております。どのような昇任の意向があるかとか、子育て等での環境であるかとか、そういうもののアンケート調査を実施しておりますので、登用の際には、能力、経験、それから意欲、環境等を考慮して選考、登用をしているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

今、課長が答えられました、そのやり方が本当に女性の管理監督職の登用率を伸ばしているのだと思います。男女に関係なく、その方の能力、経験、意欲など、今後もしっかり見ていただきたいと思います。

あともう一つ、職員の採用時に何かジェンダー平等というか、そういうのを意識するとかいうことはございますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

職員の採用時においてですけれども、先ほど言いましたように、まず、男女ということは考えておりません。ただ、職員の構成上、年齢条件というのは考慮しております。

それから、今後は身体障害者等の雇用率も決まっておりますので、そうした場合、現在の庁舎ではなかなか難しい面もありますけれども、今度、新庁舎になれば、そういう面についても幅が広がっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

職員の男女比が男性が2で女性が1、2対1という状況になってはいますが、これがもっと進んで、男女比が1対1ぐらいになるような、そういう構成になればいいとは思いますが、採用の折にも、それから、女性の管理監督職登用の折にも男女の観点は持っていないということでもありますので、今後ともやっつけていけば伸びていくのかなと思います。

もう一つ、先ほど課長も言われましたけれども、採用された職員が長く働き続けること、そういう職場づくり、環境づくりというので、出産、育児などに対しては考えているというお答えでしたけど、もう一回、採用された職員が長く働き続けられるような、特に、出産、育児、介護など女性特有のいろんな条件もありますし、社会的に役割分業が固定化してしまっていて、なかなかそこは家庭の中でそういう面もありますけれども、何かそれについて対策というか、支援とかありましたらお願いします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

女性が長く職場、仕事を続けていっていただくという観点からは、まず、休暇等の制度については、国と同様の出産休暇、それから、育児休業等の支援をしております。

そのほかの支援といたしましては、介護関係の支援であるとか、男性の育児休業の取得も支援していく中で、女性が働きやすいということもあるかと思えます。

それと、育児休業明けの職員へのサポートといいますか、そういう部分については、各職場の中で働きやすい環境、サポートできる環境を仲間で培っていくという風土を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

男性の育児休業取得というのも出ましたけど、なかなか進まないですね。ただ、町の計画を見ますと、出産補助休暇の取得率は100%というふうに出ていますので、ここからさらに、出産補助休暇ではなくて育児休業、育児に男性も参加するような、そういう推進もお願いしたいなと思います。

あともう一つ、働き続けるために、そういう制度的な面もありますけれども、職場づくり、パワハラやセクハラなどの問題なども計画の中にきっちり明記されていますので、女性が働

きやすいというか、女性だけが働きやすいんじゃないで、男性も働きやすい、長く働き続けられる制度的な面と、あと、まだ人間関係とか、なかなか難しいところがありますけれども、そういうふうな面も大いに関係しているのではないかなと思います。今後とも目標30%に向けて努力を続けていただきたいなというふうに思います。

家事とか育児、介護などの家庭内の平等が進まないというのは本当に難しい問題ではありますが、気がけて、いろんな声を集めてほしいなと思います。

次、アンケートの事後の進捗状況、町長がおっしゃいましたように、コロナ禍の中でワークショップとか、そういうのが進んでいないというのは当然理解いたします。まだ進んでいない状況ではありますけれども、さっき申しましたような女性の非正規率とか貧困化とかいうことに対して、何か町の方針というか、そういうものはございますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

まず、アンケート結果についての今後の状況ですけれども、コロナ禍において直接集まっていたらいい意見交換等がしにくい状況でございますので、今回、町のほうもLINE等の整備を行いましたので、それらを使ったインターネットによる意見交換等の場をつくっていききたいということで、これに御協力いただいております九産大の山下教授のほうとも今協議をさせていただいているところでございます。

それと、その結果の中で、女性の非正規の方の取組ということですが、今回のアンケートにおいては、非正規については男女比というのは出しておりませんので、正規雇用の方よりも非正規の方がやっぱりコロナによる影響を多く受けているというふうな結果にはなっております。

いわゆるジェンダーの観点からの女性については、アンケート結果の中では、町長答弁にもありましたように、広川町が暮らしやすいかという漠然たる設問ですが、男性より女性のほうがその満足率が少なかったということで、そういう部分が先ほど申されました家庭内での男女の役割の部分であるとか、地域コミュニティに関しての男女の役割であるとか、どういう部分がそういう回答につながったのかということのところを深掘りというか、そこら辺をしていきたいと考えております。

先ほど申しましたように、今後、ネット等でのそういう意見交換をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

本当にコロナ禍の中で難しい、なかなか進めにくい点がありますけれども、ぜひ生の声をたくさん聞いていただいて、生かしていただきたいなと思っています。

女性の就労率は、15歳から64歳までで見ますと70.9%、25歳から44歳で見ると77.7%と上がっています。しかし、その非正規率、全体では37.3%ですが、女性の非正規率は男性の約3倍という数字が出ています。年代別に見てみますと、20代から30代で非正規率が大幅に増えるという状況があります。また、子供を持っている女性で見ると、第1子の年齢が

4歳から6歳で正規率が減少して、7歳から9歳で非正規率が増えるという傾向があります。つまり出産、育児を機に非正規になると。そして、ある程度子供が大きくなってから働こうかといったときには、もう非正規でしかないというふうな状況かなと思います。

しかし、就業への意識を見てみると、子供が大きくなったら再就職したいという考え方のパーセンテージは減っています。それとは逆に、子供ができてもしっかり働けるほうがいいと考える人が女性では63.7%、男性でも58%という数字があります。つまり、このデータから見ると、女性が正規で働き続けられる施策が求められていると思うんですね。

町はいろいろな面で子育てとか教育についていろんな施策を進めていますけど、今以上に保育環境の整備とか教育環境などの整備、その施策を進めていってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

最後のほうは保育環境、教育環境の整備によって、先ほど町でありましたように、各企業が女性を長く雇用して、女性の持っている能力を職場で発揮していただくという政策になって、町としてできることは、先ほど言われたように、そういう女性への支援としては、保育環境の面からの支援ということで、直接的な雇用はございませんので、そういう部分についてはまた今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

では、次の項目に移ります。

「生理の貧困」ということが話題になったときに、早々にある方からお電話をいただきました。私自身、女性でありながら、生理で困っている人がいるということに全く考えが及ばなかった。スコットランド議会では3年も前から学生への無償配付を始めている。ほかの国でも女性に対しての無償配付とか非課税、イギリスとかでは課税をしないというような取組もしている。日本でもぜひこの問題について対策を講じていってほしい。また、広川でもできることがあるのではないかとこの御意見でした。

町は早速、先ほども申しましたように、赤十字社の寄附金を基に対応をしました。そのことをほかの方にも知らせますと、多くの方から、広川町すごいね、やってくれたねと喜びの声をたくさん聞いております。また、町が頑張ってくれているなら自分たちも何かできないだろうかというふうに考えられて、中学生250人一人一人に生理用品をプレゼントした団体もでございます。

経済的理由によって生理用品が買えないとか交換回数を控える、代用品で対応するなど、5人に1人が生理中の対応に困った経験を持っているというアンケート結果もあります。28日周期で5日間の生理期間と考えると、35年から40年間の生理期間と言われますので、一生では450千円から600千円の費用の負担があると言われます。私自身、えっと、本当に考えが至らなかったところです。

また、生理用品だけではなくて、生理中は、心の面でもですが、身体的な面でも不安定に

なったり痛みが伴ったりして、低用量のピルや鎮痛剤の服用をしているという方もかなりあります。この経済的負担についてはどのように考えますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今、学校、小・中学生に対しての御質問だと思いますけれども、経済的負担に関しましては、生活困窮世帯につきましては就学援助制度を実施しております。そういった中で、生理用品というのはその中には入っておりません。特にそういったことの要望なりが教育委員会のほうに入っておりませんでしたので、生活困窮世帯の方については行っておりませんが、今回、先ほど教育長答弁でありましたように、小・中学生の生理用品につきましては、日本赤十字社のほうから頂いたものを配付しておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

潜在的にというか、根本的というか、何か生理は恥ずかしいとかいう意識が本当に強いものがあります。ですので、学校に用意をしたけれども、まだ全然8月の時点では受け取りはないんだというふうに言われましたけれども、生理だからといって、それをもらいに行くということにもすごく抵抗があるんですね。しかし、さっきも言ったように、本当に生理中は生理の対応だけでも大変ですし、心の面でも体の面でも様々な困難が伴います。それをじっと我慢して受け入れているというのが現状ではないでしょうか。

だから、現状ではあんまりそういう声が上がっていないということではありますが、潜在的にそういう要求は経済的な面でも大きいのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほど教育長答弁にありましたように、8月に学校のほうに設置をしておりますけれども、その中で、準要保護世帯の方につきましてはそういった通知を入れておりましたが、今現在ではまだ保健室のほうにもらいに来ている児童・生徒はない、ゼロということで受けております。これについて、周知方法がよかったのかどうかということも考えなければいけないことだと思っておりますし、今、議員が言われますように、確かに保健室にもらいに行くこと自体が恥ずかしいとか、そういった抵抗とかがあったのではないかとすることは今後検討する必要があるかと思っておりますので、これについては、先ほど教育長答弁にありましたように、学校とまた協議をしまして、設置の仕方とか、そういったところも協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

この問題は、コロナをきっかけに経済的理由で生理用品が買えないという潜在的な問題が

浮き彫りになったというふうに考えています。しかし、この問題は、ただ経済的な理由によって買えないという問題だけではなくて、学習権の保障であるとか、女性の健康や尊厳、人権の尊重、ジェンダー平等の視点から考えるべき問題であると考えています。

例えば、生理で学校を遅刻したとか学校を休んだことがあるという人は49%というデータもございます。生理で衣服を汚してしまうかもしれないとか、生理用品が十分でない、失敗するかもしれないと、学校に行けないとか遅刻するとか、そういう実態はございますでしょうか。つかんでありますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

特に学校のほうからは報告は受けておりませんので、そういった実態はつかんでおりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

最初にも申しましたように、この問題について、経済的な負担とかいろんな体の不調とか、そういうことについてみんなで話し合うとか、それをどうにかしてほしいとか、支援の体制はないのだろうかという視点が今までは全く日本にはなかったと思うんですよね。だけど、このコロナでそれが本当に可視化されて、各自治体でも急速に生理に対する対応が広がっています。2011年、今年5月では39都道府県255自治体だったものが、7月には47都道府県581自治体というふうに広がってきています。

支援の仕方は様々ですけれども、全女性を対象として公共施設で配付するとかいうやり方もあります。隣の久留米市のほうでもそういうのをしているそうですけれども、さっきの保健室の状態と一緒にすよね。自分がそこに取りに行くというののハードルがなかなか高いというのを担当の方もおっしゃっている。配付場所にもらいに行くことに抵抗があるようだという声も聞かれています。

広川町も保健室には必要な折にはもちろん常備しているわけですが、こういう状況を考えて、トイレに常備するということが子供たちにとっても、女性の方にとっても一番使いやすいことではないかなと思うんですけど、この件については学校と協議してというお答えでしたが、どうでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今、学校のトイレに設置したらどうかという話をされましたけれども、学校のトイレに設置した場合の課題が幾つか考えられます。1つは、小学校のトイレに設置した場合、低学年も高学年も同じトイレを利用しますので、低学年についてがそういった生理用品についての理解をまだしていないというようなこと。それと、トイレには現在置く場所がございませんので、下に置いた場合、衛生上よくないのではないかな。また、全部のトイレに設置するとなりますと、その補充等の生理用品の管理等も大変だということ。それと、生理用品を本人だ

けやなくて、多数持ち帰って、必要ないものまで持ち帰るような児童・生徒もいるんじゃないかということで、そういったところが懸念されている課題であるかと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

何人かですけど、広川中の生徒さんに尋ねてみました。急に生理が始まったときなど、保健室に行くということも困難、個室にぜひ生理用品を置いてほしい、本当にそれができれば助かる。あと、保健室に行っても、そこには男子生徒がいるので、なかなか言いにくいんだという意見もありました。保健室に行って、養護の先生に打ち明けて、それをもらうわけですけれども、先生に打ち明けるということも本当に恥ずかしいという意見もございます。あと、休憩時間に保健室まで行って対応するのは時間的に窮屈だとか、もう一個は、自分が生理用品を持ってきているので、自分のかばんの中からそれを取り出して、ポケットにこそっと入れてトイレに行くわけですけど、それを他人に見られているんじゃないかというので恥ずかしい。だけん、恥ずかしいことじゃないんだよと言っても恥ずかしいというのが現状なので、ここのところは本当に配慮をしなければいけないのではないかなと思います。こういうふうなことを考えると、やっぱりトイレの個室に設置してほしい、トイレにあると助かる、うれしい、利用しやすいという意見が多かったです。

あと、さっきいろんな問題点を挙げられましたけど、確かにそういう問題はあると思います。実際の置場所についても、生徒さんたちから意見が出ています。タンクの上はどうだろうかとか、壁にフックをつけて袋をぶら下げたらいいんじゃないかとか。確かにいたずらされるとか、本人以外が持ち帰るといった意見もありましたけど、いたずらされるというのであれば指導してほしいという意見もございます。あと、トイレから持ち帰るといった子がいなくても、それは必要だから持ち帰っているわけですから、それが全部いけない、問題であるというふうには私は思わないんですね。

○議長（野村泰也）

江藤議員、ちょっと議長からよろしいですか。

○5番（江藤美代子） 続

はい。

○議長（野村泰也）

発言の制限を全協のときに設けておりました。今質問されておることは、先ほどからの内容が教育委員会にも伝わっておると思いますので、コロナ禍の中ですので、時短に協力をお願いいたします。

○5番（江藤美代子） 続

はい。

いろんな問題点はあると思うんですけど、小学校では対応が難しいということであれば、まずは中学校から始めてみるとか、あと、個室に5個ずつ置いて1日に2回見回りをしているという学校がありましたけど、それは先生がすると負担になるので、委員会活動などで子供たちを通してやっていけることではないかなと思います。

公共施設についてもいろいろございますけれども、例えば「いこっと」など、1か所から

でもまずはやってみてほしい。その中からいろんな問題点が出てくると思いますので、改善を重ねて行ってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

先ほど教育委員会のほうから、現在、保健室にもらいに来るという方式を取って実績がなかったということから、各学校で検討される、その検討を踏まえて、そういう経験を踏まえたところで、広川町のほかの公共施設に設置するのかどうかは検討したいと思いますが、実は公園のトイレなんですけど、トイレットペーパーをめぐって苦い経験がいっぱいあるんですね。警察にも届けたようなことがございまして、そこに何かを置くということになりますと、そういう問題がやっぱり脳裏に浮かぶんですね。トイレットペーパーをめぐって大変な思いをしたわけです。そこに生理用品を置くということなので、さらにそういった問題とか心配が起きはせんだろうか。

ですから、小・中学校というある程度管理された施設、さらには社会福祉協議会の管理するはなやぎの里、そういうところで現在試行錯誤しているという状況ですので、それを見たと上で判断をしたいと思います。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

確かにトイレの使用だけでもいろんな問題があるというのは承知しておりますけれども、問題があるからまるっきり取り組まないということではなく、しっかり管理できるところという点に絞って、そこからスタートするでもいいので、ぜひしてほしいなと思います。

また、財源の面でも、地域女性活躍推進交付金とか地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対策などを使ってやるという例も挙げられております。また、トイレットペーパーの予算で取り組んでいるというのもありました。特に、10代の子供たちが生理中も安心して学校に通えるように、トイレ個室に生理用品を配付、配備していくよう検討を重ねて行ってほしいと思います。

あと、次の項目に移ります。

P T Aに頼らず、町の予算で運営することが本来の在り方だというふうに思います。町のほうも予算要求を積み重ねて、補正なども組んで取り組んでいるということではありますが、例えば、教具などは、単元の学習時間というのが年間カリキュラムで決まっていますので、年度内にそろえばいいというものではありません。また、I C Tを進めるために機器はどんどん進化しまして、5年で使えなくなるものもあって聞いています。コロナ対策についても試行錯誤の中ですが、そんな中で予算要求しても、なかなか購入できないなどの実態があるとお聞きしています。

例えば、新型コロナウイルス感染拡大防止などとして66千円の支出をしている学校があります。これはカメラ式の体温計というものでした。また、プロジェクター、投影用の大型テレビ100千円弱、ウェブカメラ購入150千円弱というのもありますけれども、これは予算要求とか補正で上がらないからP T Aにということになっているのではないのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

昨年度からのコロナウイルス感染対策の備品等につきましては、町のほうのコロナ交付金事業がありまして、学校のほうに要望書を回しまして、学校から要望が上がったものを教育委員会のほうで集約して購入をしております。それで、必要な学校については要望を当然されておりますので、そこでされてあるかと思えますけれども、今回、PTAのほうから支出をされてあるということで、確かに私も確認したところ、今言われたようなものは決算書の中には入っております。ただ、これにつきましては、先ほど教育長の答弁にありましたように、あくまでもPTAの団体として、子供たち、あるいは学校、先生方への支援をするためにPTA独自で考えられて支出をされたものだと考えておりますので、特に学校から要望したものとは思っておりませんので、そういうことだと思います。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

学校からPTAのほうにお願いをして買ってもらっているわけではないということではあります。それから、PTAが独自で判断をして予算執行しているわけですので、会計報告もなさって問題ないとも言えるというのを私も先ほど申しましたけど、公教育である学校の、それこそ金額が大きいですから備品とかですよ。そういうものをPTAで負担しているという現状はどうなんでしょうか。

また、安全のためという支出もあります。運動場の砂とか、運動場と校舎の間に砂利の広場があって、そこを子供たちが通るのに安全マットというのを敷いてあったりします。先ほど教育長も安全・安心、楽しい学校づくりというふうに言われましたけれども、こういうふうなものは基本的に町が負担すべきものですよ。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

学校で使用する物品については基本的には学校だと思いますけど、もしかしたら中にはPTAの事業として取り組むようなものもあるかも知れませんので、その辺については調べないと一概に分かりませんけれども、今おっしゃるように、急に必要になった場合、そういったものにつきましては学校から補正予算が上がっております。ただ、補正予算でも、この議会が4回ですので、それに間に合わないような場合もありますし、どうしても緊急に必要な場合も中にはありますので、そういった場合は予算を流用という形で購入等はしております。あくまでも学校からの予算要求に基づいたものでないと購入しておりませんし、その辺については特に教育委員会のほうには要望はあっておりませんので、もし必要以外の分を買ってあるということであれば、もう一回学校のほうには確認したいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ということは、学校のほうで必要なものが予算外で出たときは、教育委員会に要求をする

ということがあまりないということですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

いや、急に必要になった場合は教育委員会にまず連絡があります。それがどうしても緊急で必要な場合であれば、予算の流用、もともと買うようには予定していなかったけれども、違う予算から流用をかけて購入することもありますけれども、次の補正予算の時期までに購入する余裕があれば、次の補正予算で要求して購入しているというような状況です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

つまり補正予算を組むとか、そうでない場合には流用をして対応するようにしているけれども、学校のほうから先ほどから述べているような項目についての要望は上がっていないということでもいいですね。

あともう一つ、PTA会計の中から国・算・社・理の学習プリントという項目で補助をしているというのがあります。これは就学援助を受けている世帯では援助費として支給されるものですので、PTAを通しての負担ですけど、就学援助を受けている方の個人負担はおかしいのではないかとこのように考えます。

また、先ほどから言われているように、これが欲しいというときに教育委員会のほうに要望する、町のほうに要望しないでPTAのほうに頼っているという学校の姿勢について、教育委員会は指導すべきなのではないですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今言われたように、町の予算で確保するようには言っております。私的には、先ほど言いましたように、PTAからの善意等でされているものと理解しておりますけれども、今言われたように、PTAのほうに要求していないかというのは一度学校のほうには確認したいと思っておりますけれども、そういうことであれば、町の予算を活用するように指導したいと思っております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

校友会というのもありますと先ほど言いましたけど、例えば、電波時計とか、CDのデッキとか、ストップウォッチとか、ホイッスルとか、細かなものもあるんですね。ビデオケーブルとか、来入児への郵送料とか、何か消耗品として配当しているものから対応できるのではないだろうかというものもありますけど、そこら辺はなかなか難しいんだという現場の声をお聞きしましたけど、どうですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

来入児の消耗品等についても、町のほうで消耗品等は一定の確保はしていますので、そういった中で対応はできると思うんですけども、その辺、学校のほうにも一度確認してみます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ぜひ学校のほうともしっかり連携をして話し合っ、学校教育の予算の中でそういう購入ができるようにしていただきたい。年間というと、四、五千円の負担になっているんですよね、校友会とPTA会費。義務教育無償の原則というのがございます。PTA活動にお金を払うというのは、先ほどから申しましたように、もちろんそれは当然だと思いますが、父母が負担して公教育にお金を出しているということがあるのは義務教育無償の原則に反しているのではないかとこのように考えます。

ICTも進んでいますので、ぜひ学校予算についても増額、あるいは緊急な対応のときには補正を組む、それから、消耗品の使い方についても幅を持たせるなどを検討していただきたいのと、学校側だけではなくて、PTAとも話し合いながら、学校がPTA会費や校友会に頼らないように改善して行ってほしいと思います。いかがですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほども回答していますように、学校予算につきましては町のほうで組んでおりますが、この予算もきちきちで組んでいるわけじゃなくて、ある程度余裕を持って、幅を持って組んでおります。消耗品についても、明確に一つ一つと出ないものもありますから、急に必要なものもありますので、ある程度余裕があるところでは組んでいるんですよ。だから、そういった中で使うように、学校のほうにまたもう一度確認をして指導したいと思います。

以上です。（「PTAのほうとはどうですか」と呼ぶ者あり）

PTAを指導するかどうかということですか。先ほど説明しておりますように、PTAは任意団体の組織でありますので、教育委員会のほうからこれを学校のほうに使わせないでくれとか、そういったことはできないと思います。あくまでもPTAはPTAとしての考えで、そういったものを支出されているんだと思いますので、そちらはできないと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

では、学校としっかり話し合っ、PTA会費や校友会に頼らない学校運営というものを進めて行ってほしいと思います。

最後に、学校給食の公会計化についてですが、柳川市は進めているということでした。この状況は、確かに2019年1月に中央教育審議会はそういう答申を出していますけれども、透明性の向上とか公平性の確保、安定的な実施ということで、年間190時間ぐらいの業務が必要だというデータもありましたので、そういう面から教職員の負担軽減という点からの答申だと思います。

福岡県内を見てもみますと、16.1%が導入をしていて、準備中が27.4%、今のところ予定はないというのが56%で、まだ半々の状況ですけれども、今後この流れは強くなるのではないかというふうに思っております。

先ほど言っておいただきましたけれども、この件についてもぜひ検討を始めていってほしい。結局、190時間で、町の負担が増えていくというふうに言われますけど、それは現在は学校が負担している業務なんですよ。だから、学校の業務を軽くするためにそういう方針でやってほしいということですので、そこら辺はぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、12番野田成幸君の登壇を求めます。

○12番（野田成幸）

12番の野田です。私は質問通告しておりました下広川小学校学校施設の将来像についてと通学路の安全確保について質問をいたします。

7月に千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、小学3年生と2年生の男子児童2人が亡くなり、5人の死傷者を出すという大変痛ましい事故が起きました。犠牲になられた方の御冥福をお祈りし、心からお悔やみを申し上げます。

この事故を受けて、国は危険な箇所を抽出し、安全対策を講じるため、全国の通学路の点検を行うことを決め、それを受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁は対応を検討し、全国1万9,000校余りの公立小学校の通学路を対象に点検を行うことを決めました。全国の教育委員会などへの通知では、点検では、今回の事故を鑑みて見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車のスピードが上がりやすい場所、過去に事故に至らなくても危うい事例があった場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険な箇所を抽出して取りまとめるように求めています。通知では、今年9月中をめどに点検の実施と危険な箇所の把握を進め、10月中をめどに市町村の教育委員会や学校が、PTAの協力や警察の助言を得て、対策案を作成するように求めています。

広川町におきましても、県道三瀧上陽線の歩道設置が少しずつ進んでおりますが、広川中学校、下広川小学校、中広川小学校、上広川小学校と、全部この県道三瀧上陽線を通っております。こういう状況で、たくさんの危険箇所が残っております。教育長は危険な箇所を把握し、早急に文部科学省、国土交通省、警察署に報告をしていただきたいということで質問をいたします。

あとは自席でやらさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

野田議員、プールんと言おうとらんよ。

○12番（野田成幸） 続

その関連があって、下広川小学校の運動場とプールも関連をしておりますので、一緒に質問を上げております。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

下広川小学校のプールは昭和46年に建設され、今年度で50年を迎えます。老朽化著しく、至るところに破損も見受けられることから、新しいプールを要望する声も耳にしますが、以前、議会の中で小・中学校のプールについての質問があり、その後、検討を行っております。現在のようにそれぞれの学校にプールを設置するのではなく、共同で利用できる統合したものなどが合理的だと判断しております。

続いて、屋外運動場の整備計画についてです。

時期は未定ですが、現在、智徳交差点の改良工事の要望をしております。早急な運動場の整備が求められていることは重々承知しておりますが、交差点のほか、旧下広川小学校の学童保育所跡地、熊野神社参道、そして、下広川小学校屋外運動場など、これら全てを一体的に捉えた整備が最も効率的と考えておりますので、そのときが来ましたら庁内各課と連携し、スピード感を持って進めてまいります。

次に、通学路の安全確保についてでございます。

千葉県八街市での痛ましい事故を私もニュース等を見て、大変残念に思っております。

文部科学省より通学路における合同点検の実施について通達がっており、国土交通省及び警察庁からも関係機関に対して同様に通知されているようです。

広川町では、小・中学校における通学路の安全確保に向けた取組を行うため、広川町通学路安全推進会議を設置しております。道路を管理する国、県、町及び八女警察署交通課など、関係機関の担当者に参加いただき、毎年、危険箇所の改善のための検討を行っております。

今年度につきましては、各小・中学校において既にPTAとの協議により洗い出した危険箇所の一覧の提出をいただいております。それですので、関係機関と日程調整を今行っておりますので、早急に広川町通学路安全推進会議での合同点検を早期に実施し、併せて安全対策の検討を行ってまいります。

以上で、よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

すばらしい回答をいただきまして、ありがとうございます。

なぜ今度私が質問したかと申しますと、三瀨上陽線の歩道設置は広川町の議員になりました。ずっと私は質問してまいっております。町の努力もありまして、歩道設置は進んでおります。

運動場とプールを重ねて質問をしているのは、今度、8月に当条の案件でありました、長年、判を押してもらえなかったところがこの八街の学校のことを言っていて、売買契約を8月にしていただいたそうです。そういうことで、智徳交差点、当条の県道の歩道が進んでいくと思っておりますので、今、教育長が申されたように、全体の考えがあるということで、それが計画の中にまだ入っていないと。今度はそういうことがあるので、ぜひ学校側から今言われた運動場、プールとトイレも、池尻議員も長年、屋外のトイレも言われていました。それと、プールからの排水も今あまりよくないと。プールからというか、全体の排水ですね、それも今言われておりますので、小学校としては緊急な今の状態になっております。だから、これを機会に、今言われた全体的なことを全部終わらさすということで、教育長、教育委員会のほうからの強い後押しというか、それが欲しかったから一般質問しております。

よろしくお願ひしたいのと、ちょっとお尋ねは、プールは町民プールというのが出てくると思いますが、今、財政の順番からするとどのくらいになるか分からないので、取りあえず下広川小学校のプールを崩していただけるなら、今まで検討されていると聞いていますが、プールがなくなるなら、下広川小学校の児童を民間のスイミングスクールにやっていくという考え方は、何か以前、教育委員会では検討されたことがあるということなんですけど、今から先、どんなふうな考え方を持ってあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

まず、下広川小学校のプールは昭和46年に建っておりまして、ここにつきましては裏が山となっておりまして、ハザードマップの警戒区域となっております。ただ、今すぐプールが使用できなくなるということではないので、時期的には早いほうがいいと思いますけれども、すぐにといいところでは考えておりません。

ただ、今後、プールの設置につきましては、先ほど教育長の答弁にありましたように、今、町内に統合したプールを造った場合について検討しましたところ、やはり一年中使えるようなプールであれば温水ですとか、それに係るインストラクターの人件費、また、小・中学生が通う場合のバス代等、いろいろな経費がかかりますし、また、年間の維持費等もかかってくるかと思ひます。ちょっとその辺の金額についてはまだ算出はできておりませんが、そちらについては今のところ具体的な計画はないということで教育長が答弁されました。

あと、議員がおっしゃるように、町営じゃなくて民間のプールですね、そういったものを活用して、そちらのほうに委託して授業をするというような学校も近年は管内でも幾つかあるようです。ただ、そうなってくると、学校から近い場所ですと、その辺の移動時間についても短くて済みますけれども、遠く離れてきますと、やはり授業のこま数とかもありますから、そういったところまで使うこととなりますので、今後はそういったところも視野に入れて検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

私は下広川小学校で試験的に民間プールのほうにさせていただいて、学校の先生たちも民間の指導者に任せられるので、働き方改革にもなると、視察に行ったときにいろいろ教えていただきました。

そういう学校の勉強をさせていただいて考えていただきたいというか、そういうふうにしていただきたいなと思ひておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今、議員おっしゃるように、民間プールを活用して行いますと、確かに今、学校でプールの授業を教えている先生の負担も少なくなりますので、働き方改革にもつながるかと思ひます。

先ほど私が言いましたように、学校から離れていますと、授業時数等もありますので、今後そういったところも視野に入れて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

取りあえず運動場とプール、先ほど言われました学童保育の跡とか、智徳のお宮の参道とか鳥居とか、いろんな問題が解決していかなければなりませんので、ぜひ今度の町のほうからもお願いをしていただいております県道の智徳交差点やら何やらも進んでいくと思いますので、教育長側も学校側もそれを踏まえて、町のほうに強力に進めていただきたいという計画をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それだけ意見を聞かせてください。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

まだ計画はされていないそうですけれども、智徳交差点の道路改良工事があるということですので、この工事につきましては建設課から県のほうに要望をしております。工事は県が行われますので、工事が実際いつ頃行われるのかというのは分かりませんが、そういった中で、先ほど言いました広川町通学路安全推進会議というのも近々開催する予定でありますので、そういったところも含めたところで早急にさせていただくような要望はしたいと考えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

町のほうもしっかり県道三潞上陽線の歩道はやっていただいております。議員としても県のほうに頑張って申込みをしておりますので、よろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（野村泰也）

時間前ではありますが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番山下茂君の登壇を求めます。

○1番（山下 茂）

1番議員の山下茂です。どうぞよろしくお願いいたします。

質問通告どおり、学校現場の働き方改革と、空き家対策についてお伺いいたします。

ここ数年、新聞等でも言われているとおり、学校の教員不足は深刻です。特に、小学校の教員不足は解決の糸口さえ見つかりません。ちまたではブラック企業のように言われ、教員

を志望する学生も少なくなっています。

教員の事務負担を軽減し、生徒と向き合える時間をつくる施策として、2学期制の導入があります。広川町でも2学期制を導入予定だそうです。メリットやデメリット、注意点などについて伺いいたします。

2点目は、昨年行われました国勢調査の速報値を見てみますと、5年前と比べまして世帯数は442件増加しているのに対しまして、人口は195名の減少となっております。家が増えて、人が減れば、必ず空き家問題が出てくると考えられます。今後の町の考えと対策について伺いいたします。

あとは質問席にて伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

まず、学校現場の働き方改革についてです。御回答いたします。

学校現場の働き方改革についての1つ目の教員の採用状況についての御質問にお答えいたします。

今年度の町内の新規採用教員は6人です。現在の町内小・中学校全体の教員数については135人で、そのうち正規職員が85人。正規職員が不足する場合、定数欠の講師が配置されますが、定数欠講師は18人が配置され、当町においては定数を満たしております。また、このほかに初任研代替や育休代替職員として講師が各学校に配置されています。そのほか、町雇用の教員として非常勤講師を配置しております。

次に、南筑後教育事務所管内の2学期制導入の状況につきましては、八女市、柳川市、大木町が2学期制を導入されております。

以上、お答えいたします。よろしく伺いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

空き家対策についてでございます。

近年、人口減少社会を迎え、空き家が増加傾向にあります。空き家は適切な管理がなされないまま放置されると、防災、防犯、環境、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

町では平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく広川町空家等対策計画を策定し、適切管理や対策を総合的に対応しております。

また、移住後の住まいとして空き家の情報提供を行っています。これまで売買・賃貸希望の空き家情報を収集して台帳を整備し、役場及び移住相談センターで情報提供を行ってききましたが、問合せが増えてきていることから、今月末には町ホームページ内に空き家バンクを開設し、いつでもどこでも空き家の情報を得ることができる体制を整えているところです。あわせて、空き家バンクへの登録件数を増やし、利活用を進めるために、売買、賃貸に関する相談体制の充実とともに、チラシ等での呼びかけや、行政区の協力を得て、空き家の掘り起こしに努めてまいります。

ほかに、移住者に対する支援としましては、上広川校区において住宅ローンを利用して空

き家の購入、リフォームを行う場合に、住宅ローンの利子補填を行っています。

家屋が老朽化する前に利活用につながるよう、これらの取組を一体的に進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。

まずは教員の働き方改革についてお伺いします。午前中の池尻議員の質問と重なるところもありますが、よろしくお願いいたします。

先ほど教員の採用状況についてお伺いしました。この中で、臨時免許状を申請して採用された先生は何名ぐらいいらっしゃいますか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

現在、臨時免許を取得している教員につきましては14名がおります。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

今の説明のとおり、なかなか学校の教師不足は大変だということでございます。またその中でも、学校の現場はベテランの教員が減少していきまして、若手の教員が増えている状況でもございます。経験の若い教員が増えているような状況を、先ほど言われた講師、新人の先生や臨免の先生方で補っている状況でございます。その中で、なおかつこういうコロナの状況がやってきて、非常に大変な状況だと思います。今日も広川町は短縮授業が行われて、ちょうど今頃給食を食べて、そろそろ帰る時間じゃないかなと思います。

江藤議員のときの説明でも教育長のほうからありましたが、キャリア教育ですね、こういうものも密回避のためになかなかできない状況であったり、部活動、そういう学校の行事ですね、こういうものをなかなか制限されていて、集団活動など、生きる力の育成の授業などにも弊害が起きているような状況だと思います。

また、子供たちの家庭環境の変化、自由に遊べなかったりとか、そういうことでストレス感のある子供たちも増えているのではないかなと思いますが、現在の不登校や不登校ぎみの児童・生徒への対応についてお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今御質問の不登校や不登校ぎみの子供への対応はということですが、まず、不登校ぎみの子供に対してはスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っております。そのほか、学校に来れない子供につきましては、学級担任や、スクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、そちらのほうで家庭訪問を実施しております。また、学校には来れても教室に入れないような子供がおりますので、そういった子供に対しては保健室や自主学習

室への登校を促しております。

また、学校に来れない子供につきましては、八女市にあります適応指導教室「あしたば」ですとか、久留米市にも「らるご久留米」という施設がありますが、そちらのほうへの通級、そちらに行くのと登校ということに認められますので、そういった通級教室を勧めておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

いろいろ対策のほうを取ってもらってありがたいと思います。

コロナでフェーズが変わったとか時代が変わったと言われますが、子供たちの環境のほうも変わっていけば、今までと違う問題が出てきて、新しい対処方法が必要になってくるのではと思います。例えば、家庭教育の在り方とか、教育研究所の意義、もしくは社会教育と学校の関わり方など、多方面からの対策が必要だと感じております。

今回、2学期制を導入されてあるのがその一つではないかなと思いますけど、広川町での2学期制の導入の理由を教えてくださいませんか、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今回、2学期制の導入、詳しいところはまた全員協議会の中でお話ししたいと思いますけれども、メリットとしましては、始業式、終業式の回数が減りますので、授業数の確保というのがまず1番にあります。最近は大雨、台風等の災害による休校、また、コロナウイルスによる授業時数の減少とか、そういったもので授業時数の確保が必要になってきますので、そういったことにつながることで、それと、夏休みや冬休みの大型の休みの前に通知表作成が不要になりますので、その時間で子供へのきめ細やかな指導ができるということで、教師の働き方改革にもなるかと思っております。始業式等の式典や通知表の作成が削減されることで、教師は時間のゆとりができますので、そういったところでの働き方改革ということで、大きくすれば2つの点が考えられますので、導入を行っております。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

先ほどの説明で柳川市のほうが導入されたということでしたが、一昨年ですかね、コロナのために臨時的に導入されて、今年から本格導入ということでされてあると思います。その間に教師や保護者の説明とかもアンケートとかを取られたと聞いております。

広川町では来年度から本格導入を考えてありますか、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

広川町においては一応来年度から予定をしておりますけれども、来年度は試行的に実施しまして、再来年度から本格的に実施しようと考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。

2002年から完全週休2日制になりまして、授業数の削減に加えて、英語や道徳といった新しい科目が増えてきたことにより、学校の負担も増えてきております。授業数を確保することは非常にメリットが多いと考えておりますが、2学期制の導入に当たりまして、保護者の理解、説明が不可欠だと思います。特に、高校受験を控えた中学生の保護者の方の理解が必要になってくるとは思いますが、学校の対応とか説明の方法とかはどう考えてあるか、教えてもらってよろしいですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほど御説明しましたように、2学期制になるとメリットもありますけれども、幾つかのデメリットも考えられます。まずは、通知表が年2回になり、評価の回数が減りますので、保護者としては自分の子供の成績等の評価が減りますので、その辺の不安感、それと、中学3年生につきましては、進路の選択に当たりまして調査票や成績に対するものですね、そういった内容についての保護者の不安感というのもございます。

それで、対応としましては、現在、学校のほうでフクトのテストを年に何回か行っておりますけれども、テストの後に保護者面談を行いまして、保護者へ子供さんの課題の説明ですとか生活状況等々を詳しく伝えることができます。そういった面談の中で保護者の方の不安を解消できると考えております。

いずれにしても、こういった保護者への説明を十分行って納得していただきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。多分、このコロナの中、全国的に2学期制が増えるんじゃないかなという思いもあります。スムーズに2学期制が導入できるよう、よろしく願いしておきます。

それでは、空き家対策についてお伺いいたします。

現在、広川町の空き家の状況は町のほうで把握されていきますか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの山下議員の質問でございますが、現在の空き家状況は全て把握いたしております。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。

それでは、空き家条例等、何か町のほうで考えていることはありますか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございますが、町長の答弁にて回答していただいておりますが、平成27年度に国が空家等対策の推進に関する特別措置法を制定いたしました。それに基づいて、町としまして広川町空家等対策計画を策定し、適切な管理や対策等を総合的に対応しておりますので、空き家条例の制定は考えておりません。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。

いろいろ考えてありますし、今年度も10月より空き家バンクのほうが立ち上げられております。福岡県のほうでも同じような空き家バンクがございますが、今回、広川町で行われるやつは、広川町のほうに登録すれば県のほうにも同時登録できたりとか、内容的に同じものなのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

現在、町の空き家バンクのほうの構築を行っておりますけれども、今回立ち上げます空き家バンクにつきましては、県の空き家バンク、それから、宅建協会等との連携はできておりません。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。もしできれば、連携とか説明とかそういうのも、登録される住民の方がいらっしゃったらどうかなと思います。

それから、それ以外にも広川町の施策として空き家利活用アドバイザー派遣制度というものがございます。これはホームページのほうをちょっと見たんですけど、空き家利活用アドバイザーということなんですけど、田んぼや山等は対象になるかということが1点と、あと、広川町のアドバイザーのほう不動産会社のみでした。多方面からの相談があると思いますので、弁護士や司法書士、税理士、空き家対策の業者、そういういろんな知識のある方も入れてはどうかと思いますが、考えのほうをお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

まず、1点目の田畑や山につきましては対象としておりません。空き家バンクに載せる対象物件については、空き家の物件及びその敷地としております。ただ、敷地に隣接しますある一定規模の農地につきましては、農業委員会のほうとも協議をいたしまして、バンクに載せることは可能となっております。

空き家利活用アドバイザーの不動産業者以外に、弁護士、司法書士、税理士等の活用はということですが、今のところ不動産業者以外は考えておりません。

この空き家利活用アドバイザーにつきましては、空き家に対する、まず売買、それから賃貸等の相談、それが耐え得るものなのかというようなことで、流通に乗るかというふうな判断をしていただきますので、その部分については、ある一定の相続等に関しましては空き家利活用アドバイザー、不動産業者の方でも簡単な相談、それからお答えはできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

そうですね、不動産会社に言えば弁護士とか司法書士さんとかもつながりますし、幅広いアドバイスのほうをお願いしたいと思います。

先ほどもちょっとホームページのほうを見たところということでしたんですけど、結構ホームページが、文書がこちらとなっていて、割と見にくく感じました。アイコンを使ってそちらのページに誘導するとか、分かりやすいイラスト、もしくは事例集とか、問題解決のフローチャートやチラシとか、もう少し分かりやすいホームページができないかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

議員御指摘の部分につきましては、今後、見る方が分かりやすいような、言われるようなイラストや写真の使用、それから事例紹介など、目に留まりやすいといえますか、分かりやすいチラシの作成に努めてまいりたいと思います。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。

広川町でもいろんな施策が取られていると思いますが、ある調査によると、全国の空き家の平均は平成30年度13.6%ということで、今後10年で倍近く、20%を超えるんじゃないかなという予測もございます。その中で、一定数の空き家が出てくるのではないかなと心配しております。その中から放置空き家の問題が出てくると思いますが、広川町では空き家が発生しないように抑制するような事業というか、そういうふうな考え方なんかはございますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

空き家が発生しないように抑制するという直接的な部分については、まだ取組はやっておりませんが、居住者、それから家族、親戚の間で事前にこういった話合いをしていただければいいかなと思っておりますので、これまで申しましたアドバイザー派遣制度を利用して、今後のそういう部分についても相談ができるようになればと考えております。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

空き家の管理業の方にちょっとお伺いしたら、独り暮らしの方が入院したり、老人ホームに入居される際に割と話合いがまとまりやすいということでした。民間でも、金融機関なんかでも終活みたいなやつがございますし、広川町でもお盆頃に就職相談会なんかがありますが、コロナが落ち着いたらそういう相談会とかを開催するような考え方とかはございますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

町のほうで相談会の開催は考えておりませんが、お盆とかお正月の、そういう御家族の方が集まれる時期につきましては、広報等によりまして、こういう制度があることや空き家バンクの紹介等をしていければと思っております。ちなみに、8月号の広報につきましては、空き家の特集ページを掲載したところでございます。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。いろいろ努力されておると思うんですが、町民の方になかなか伝わらない部分もありますので、今後とも周知のほうにぜひ力を入れていってもらって、なるべく空き家問題が起こらないような行政活動のほうをお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、3 番竹下英治君の登壇を求めます。

○3 番（竹下英治）

3月の定例会において、ウイグルに関する人権問題について質問させていただきました。これがきっかけで、去る8月21日に在日ウイグル代表のモハメットさんという方と2時間ほど会談する機会を得ました。その場で改めて——新疆ウイグル自治区におけるジェノサイドなんですよ。その凄惨さと、それと、我々地方議会に携わる者も、それぞれの立場においてなんですけれども、これにさらなる関与が必要だということを認識を新たにしました次第であります。

前の教育長に平和教育と人権教育の重要性について質問させていただいたときに、前教育長から、それらは義務教育の根底にある基本だと。ただ、実施するに際しては、教える側、それと教えられる側、それぞれの要因で非常に困難性も含んでいるといった回答がありました。

実は我々がどう関与するかという話については、例えば、意見書なんかの提出については、

実は八女市と小郡市では今回、意見書の発議が検討されているという状況なんですけれども、私は議会で意見書を出すよりは、やっぱり義務教育の中で、何とかこれについて教育の浸透を図ることが重要だというふうに考えています。

前教育長の言葉どおり、確かに具体的にウイグルの問題等を教育することについては様々な困難性があると思うんですけれども、少なくとも日本においては、こうして平和な環境において、ゆっくりと教育を受けられるということが世界においては当たり前ではないんだということを見学・生徒に身をもって感じてもらうような教育、これがやはり私は必要だと考えています。そうすることによって、学習意欲も湧くだろうし、教育長が先ほど言われた豊かな心も育まれるだろうし、結果、学力の向上に結びつくものと私は信じております。

今回、教育長には学校運営に係る御自身の基本方針について問わせていただいておりますけれども、これについては池尻議員の質問のところの回答で、ほぼ理解しました。ただ、教育長に併せて、学校運営の全てについて、これは教育長の責任だと、そういう御覚悟を持った学校運営を指導していただければというふうに思います。

それとあと、教育長については、小規模特認校についての御回答を後でお願いしたいというふうに思います。

本定例会においては、町長に対して3つほど。1つは、総合戦略の評価、なされた施策がどういう効果をもたらして、次、どういう施策をやっていくのかという評価がどうなされているかについて。

それと、町長の御挨拶の中でありましたけれども、現在の広川町の梯区第2組、これについてはまだ避難指示が出ておりますけれども、県営河川に係る、その整備についての県との調整状況について。

最後に、上広川校区の過疎対策は、これを推進すべきという立場から質問させていただきたいと思います。

コロナで端的にやれということなんですけれども、御回答のほうもそこら辺を配慮していただければと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

学校運営の基本方針につきましては、先ほど池尻議員に回答したとおりでございます。

次に、学校教育についての中、広川町の学校教育の長所、短所をどう捉えているかについての御質問にお答えいたします。

当町の人口は約2万人と小規模であるため、大きな自治体と比べると非常に小回りが利き、すぐに動けるなどの対応が取れることだと思っております。特に、小・中4校と学校数も限られるために、教育委員会と学校との情報共有や意思の疎通がやりやすいことや、あるいは小・中学校間の距離も遠くないため、学校同士の連絡や合同研修の実施など、連携が取りやすい環境にあると考えています。

また、地域と学校の結びつきが強く、地域の方から学校への支援などの協力を得やすく、現在も地域の多くの方々から学校への協力を得ております。登下校時の見守り活動や地域のゲストティーチャーによる子供たちへの様々な指導や、地域の人材を活用した歴史学習やキャリア教育を行うため、中学校では職場体験学習や命の授業、小学校では郷土の人材を生

かした歴史学習を行っております。

コミュニティ・スクールの取組としては、中学校での放課後学び道場を実施しており、学習支援スタッフとして地域の方に協力いただいております。地域コミュニティの組織は町全体でコミュニティ組織を設置し、各事業に取り組んでいます。この広川町コミュニティを組織して様々な事業に取り組んだ結果、広川町教育力向上本部協議会が令和元年度に文部科学大臣賞を受賞いたしました。

このほかにも学校内では、学習支援員、特別支援教育支援員、学力向上の講師などの人的配置により、きめ細やかな教育の推進を行っております。また、広川町小中学校教科等研究会や広川町生徒指導連絡協議会を設置し、学力向上や生徒指導面についての取組の強化を図るなど、他の市町には見られない取組を行っております。

短所といたしましては、中学校は1校のため、学力面や体力面に関して他の学校と競い合う力が育ちにくいことだと思われまます。また、教職員に関しましては、人事異動が町内学校間での異動となりますので、小学校は3校間の異動となり、中学校は1校であるため比較的長く在籍する教職員がいることです。しかし、このことは、長期間広川町で勤務する教職員が多いために町のことを熟知しており、よい意味で教育の安定に一役買っているという長所でもございます。今後はこの長所の部分を生かし、短所についての改善できる部分は改善していけるよう努力してまいりたいと思います。

次に、設置者の権限内において、比較的軽易・効果的に改善すべき施策はあるかの御質問にお答えいたします。

比較的軽易・効果的に改善できる施策としては、小・中学校の2学期制の導入を考えております。

先ほど御質問にお答えした短所の一つである教職員の在籍年数が長いことにつきまして、その解消になるかどうかは分かりませんが、現在、八女市や、そのほかの市町で2学期制を実施しております。広川町も2学期制を導入することによりまして、八女市やそのほかの2学期制導入の市町との人事交流がしやすくなるのではないかとこのように考えております。

なお、2学期制導入につきましては、9月7日の全員協議会の中で説明を予定しているところでございます。

続きまして、上広川校区の過疎対策、小規模特認校についてでございます。

教育委員会では、人口減少及び少子高齢化が進んでいる上広川校区において、通学区域外に居住する児童を受け入れ、小規模校であることのよさを生かした教育の推進と地域の活性化を目的に、令和2年度より小規模特認校制度を設けております。令和3年度は小学1・2年生を対象に実施しており、来年度以降、1学年ずつ拡大していく予定ですが、現在、本制度を利用して上広川小学校に通学している児童は2年生の1名のみです。

そこで、もっと多くの方に本制度を知ってもらい利用していただくために、このたび中広川小学校及び下広川小学校の来年度入学児童と小学1・2年生の保護者を対象にアンケートを実施いたしました。提出期限を明日9月3日までとしておりますので、今後そのアンケート内容を精査し、利用者増に向け活用してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

ただいまの質問のうち、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのお答えでございます。

第2期広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、地方創生対策本部を設置するとともに、各事業の担当者レベルでプロジェクトチームを構成して、各施策の立案から全体の進捗管理、実績の評価等を行っております。さらに、大学教授や町内企業の役員、金融機関の関係者など外部有識者で構成する広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る有識者懇談会を設け、各施策の進捗状況や実績評価に対し、幅広い視点からの御意見を頂戴しております。外部の方からいただいた御意見につきましては、プロジェクトチームや対策本部会議で共有することで、事業のさらなる改善や戦略の修正等につなげておりまして、これら一連のPDCAサイクルを回すことによって、地方創生の実現に向けて努力しているところです。

御質問の令和2年度の評価につきましても、同様のPDCAサイクルを回していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から緊急的な事業者支援、生活者支援施策を優先する必要もあり、プロジェクトチーム会議すら開催できない時期もありました。

ただ、そのような中であっても、年間2回、有識者による懇談会を開催し、年度末には目標の達成状況及び要因分析、今後の事業見直しの方針についての意見に加え、コロナ禍における住民生活の意識調査を基に行った総合戦略の一部改訂についての御意見もいただきました。その結果は5月に開催したプロジェクトチーム会議で共有し、事業改善の検討材料とさせていただきます。

また、出生に関する今後の施策については、令和元年度の出生数は減少しているものの、その要因分析をし切れていません。令和元年に実施した住民アンケートで明らかになった子育て支援施策に対するニーズなどを基に、今後も事業展開を検討しております。

次に、防災危機管理についてでございますが、毎年のように発生する豪雨災害への対応のため、県に対して河川改修の整備促進の要望を行っております。県では久留米市界から智徳橋までの区間について河川改修計画を作成されており、改修工事が進められております。河川改修は下流域からの整備が基本であり、ようやく久留米区間の整備が終わったことから、今後は広川区間について整備促進が図られます。今年度の本町区間での整備計画は、下流から藤原橋までの護岸整備が進められると伺っております。

次に、河川内の井堰につきましては、流下の抵抗となる要因の一つと考えられるため、固定井堰の統廃合や転倒ゲートへの改修要望を福岡県に継続して行っております。今年度、県営河川長延川にある古賀井堰に対し、固定井堰から転倒ゲートへの改修に係る事業採択を受けることができっております。また、地域、水利権者との協議も進め、下流の3井堰についても古賀井堰からの利水活用により廃止することで承諾をいただいております。この地域の長延川からの溢水による被害が軽減できるものと思っております。今後も固定井堰の計画的な整備要望を行い、住民の生活確保、また、農地の確保のため取り組んでまいります。

次に、上広川校区の過疎対策についてでございますが、町では人口が著しく減少している地域の定住人口の確保を図り、町の均衡ある発展と豊かで活力に満ちた地域づくりを進めていくために、平成28年3月に広川町人口減少地域定住促進強化条例を制定し、本条例に基づき定住促進強化地域に指定した上広川校区に対し、住居面や学校教育面において支援策、活

性化策を講じてまいりました。

住宅ローンの利子補填や水道管布設工事費の補助、浄化槽設置に対する上乘せ補助、住宅解体費補助の要件緩和といった住宅取得に関する支援制度については、町外及び他校区からの転入や若い世代の定住、新たな分譲地の開発につながり、一定の成果があったと評価しています。

しかしながら、定住促進強化地域の基準としている直近25年間の人口比較を見ると、中広川校区と下広川校区は条例制定時から幅は小さくなっているものの増加で推移しているのに対して、上広川校区はさらに人口減少の幅が大きくなっています。このことから、町の均衡ある発展のために、上広川校区における人口減少対策は継続して取り組む必要があると考え、令和3年3月に本条例を3年延長し、各支援制度を引き続き実施しているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

教育長の御回答は、ほぼほぼ理解いたしました。

ただ、ちょっと加えて質問させていただきたいんですが、登壇して私から申し上げたことなんですけれども、仕組みですよね。例えば、今日出た教科担任制であるとか2学期制、これの改善というのも非常に大切なんですけれども、前教育長が言われたように、例えば、人権教育とか、そういうふうないろんな人権がありますけれども、その辺のところは、やっぱり先生によっても素養が違うし、教育基本法とか学習指導要領もにらみながらやらないといけないと。それで本当に効果的な教育ができるかというところで各学校の先生方も悩んでおられるかなと私は思うんです。そこで教育長の出番が出るんだと。僕はどこまでやるとか、そこら辺まで具体的にやれるというのは門外漢でありますからちょっと分からんところがあるんですが、そこに教育長の意義があって、教育長が全責任を持って、効果的な教育はここまでやったらどうだと、具体的に言うと、そういうふうなことをおやりになるべきだと思うんですけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

効果的な学習の仕組みをいかにつくり上げるかといった意味では、私が以前、広川中学校の校長をしておりましたときに、いわゆる小・中の一貫した学習の取組を促進するために、先ほど申しました小中学校教科等研究会、これを結成しました。以前もありましたけれども、それをより効果的にするように、小・中の教職員が共に授業について改善案を探っていく、そういったものを行っております。

ですから、これから先も小・中学校の校長会を通しまして、それぞれがばらばらで取組を行うのではなくて、きちんと年度ごとの到達目標をしっかりと立てて、小・中9か年に及ぶしっかりとした育成プランを立てた上での授業形成をして、教育の仕組みをつくっていくような取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

それは了解しました。

先ほど御答弁の中で、過去、大臣から表彰を受けたというくだりがあったんですけども、あれはたしか地域とつながった教育という切り口だったと思うんです。

たまたま私、学び道場に教えるほうで参加をさせていただいているんですけども、これは悪口じゃなくて事実として、前教育長が現場を御覧になったことは一回もないんですよ。さらに言うと、教育委員会の担当される方も一回も現場を御覧になっていません。だけど、定例的な会合には出てこられて、何かしゃべられて、有用な内容もあるんですけども、先ほどおっしゃったように、町として、学校として小規模だから、教育長の目が行き届くだろうし、現場の先生方もあんまり教育長が現場に来ていただくと迷惑な部分もありますけど、あんばいを取られて、ぜひ現場進出ということをやっていたらと思います。

ちょっとこれは質問の場をお願いじゃないんですけども、教育長にはこれ以上質問がありませんので、そういうことを申し上げて、教育長に対する質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、創生総合戦略の評価についてなんですが、町長の御説明で大体分かりました。

ただ、1件、有識者懇談会設置要綱を私もよく読んで、これを見ると、私は部外評価が必要かなと実は思っているんですが、これが部外評価に当たるのかなというふうに思っています。貴重な意見をいただいたということなんですが、私は一回この有識者懇談会を拝見したことがあります。傍聴しました。これは悪口になるといけませんから、事実として、あまり活発な意見が出ていなかったというのが印象です。今回、有用な意見をいただいたというふうな町長答弁だったんですが、具体的にどういう意見をいただいたのかというのを、例を挙げられるのであればちょっと教えていただいてもいいですか。

それとあわせて、ごめんなさい、なるべく短くやらないといけないから、有識者懇談会をやるときに意見を聞きますが、これは要綱に書いていますよね、意見をもらうことも。必要な意見をもらう資料配付ですよ、関係する資料。これは有識者懇談会をやられる事前に配付されて勉強してきてもらうとか、そういうふうな工夫をされているのかどうか。僅か2時間ぐらいの懇談会で有用な意見が出るとはちょっと私は思いませんので、その辺のことを併せて回答いただけますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

有識者懇談会におきましては、先ほどの外部評価の機関というよりも、御意見を頂戴するという形になっておると思います。

それで、2年度の各事業の項目の中でも御意見等をいただいておりますけれども、個別にどれが――各事業項目、32項目ほどありますけれども、各項目において意見をいただいております。一つ一つ細かに説明するのは控えさせていただきます。

それと、2点目の有識者への事前の資料配付でございますけれども、そちらは事前に配付をいたしまして、うちのプロジェクトチームでの評価なりというものも添えて御意見をいただいておりますのでございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

承知しました。

次の質問なんですけれども、町長からは出生数の減少については、コロナ対策等々もあり、今回は十分な評価がなされていないんだという御回答であったので、実はこの前、御説明があった質問に対する回答文への御説明の中で、いろんなこんな対策をやっていきますというのが、例えば、対策として子育て世代の移住・定住や子供の遊び場の充実、保育士の確保等の施策に取り組んでいく、文書を書かれていましたけれども、必ずこれが出生数の増加に結びつくとはちょっと私の認識では思わないので、大変なんでしょうけれども、しっかりとした評価をやって、有効な施策を取っていただくようお願いしたいと思います。

今度は質問なんです、国から発表された、例の合計特殊出生率が微増しているという話を回答の中にいただいていた。具体的に言うと、広川町については前回の調査が1.69であったものが1.73、あとは県や国も大体同じような状況だったという結びの中で、この原因として、広域的な施策による影響が大きいと結んであったんですけれども、この広域的な施策というのはどういうことか、御説明ができれば御回答いただけますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

この広域的な施策という意味に関しましては、国が現在進めています少子化対策大綱、この中で様々な事業を進めています。全般的にそれを進めているという意味で表現しています。例えば、子育てや教育に係る経済的な支援や仕事と子育てを両立するための働き方改革、また、子育て環境や教育環境の整備、また、男性の育児休業取得の推進など、様々な少子化対策として広川だけではなく全国的に取り組んでいますので、その表現として広域的な施策ということで、それが影響しているんじゃないかという表現にしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

元年11月にやられた広川町まちづくりアンケート調査報告書、これを私も頂いて拝見しました。ただ、どういうふうな実態であったのかというのを我々が読んでもちょっと分からないところがあるんですが、一個一個の中身というよりは、傾向を私は見ようと思っている中で、やっぱり気になったのは、特に、一部ありましたけど、女性が前の調査よりは広川町が住みづらいんだと、住みたくないんだという、パーセンテージの実数は置いておいて、増えていたんですね。そこが私は一番着目して対応すべき点かなと思いました。

具体的に広川町に住みたくない理由、これは女性にかかわらず、3つあって、日常の買物が不便だという話と、道路事情や交通の便が悪い、それと地域行事、近所付き合いが面倒というのがあったと思います。それと、今後どういうまちづくりをしたいかという話についてもあったと思うんですね。ちょっとこれは時間の関係で省略しますが、先ほど町長が言われたようにコロナ対策でなかなか時間もないという状況においては、せっかくやった

んだからアンケートを有効活用しないといけないと思うんですが、この辺の活用等について御説明いただけますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

アンケートの内容分析等について、随時行っているところでございます。江藤議員の御質問の中でも答えさせていただきましたとおり、直接そういう世代の対象者の方との意見交換というのができれば一番いいんですけども、そういう状況にございませんので、インターネットを活用した、ネットの中での意見交換会、そういう対象者をどう集めるか等を今御指導いただいております。九産大の山下教授のほうと検討をさせていただいているところでございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

分かりました。一番住みたいまちとして豊後高田市がよく報道とかなされて、そこをちょっと見ると、やっぱり女性が一番住みたいという、パーセンテージが多いと聞いています。そこら辺に着目したいろんな施策を的確にやるのが、結果として町の発展——簡単に言いますが——につながると私は思っていますので、よろしく対応いただきたいと思います。

続きまして、防災危機管理について質問させていただきます。

町長答弁で大体理解したんですけども、もう一回、ちょっと分からないところがあったので具体的に聞きますが、今回も当条の五の家井堰から、その下の、あれは五の家橋というんですかね、あそこまでが越水しましたよね。いつできるかは置いておいて、どういった対応をすればあそこが越水しないようになるのかという話はどういうふうにつかんでおられるのかという話と、河川については下流からどんどん整備していくというようなことは教えていただいているんですが、今回、大きく越水したのは一応井堰、これは護岸等が結果的に壊れていないので、被害届というか、県には修復の依頼はないと思うんですが、実際はここが越水をして通行止めになりました。

具体的に言うと、五の家井堰の下部、それと一応井堰については、素人目には一応井堰については転倒ゲートに改修したらかなり改修するのかなと思っていますが、プロの目で見ないと分かりません。当条については、私は対応の仕方がなかなかないのかなと思っています。この辺のところは町としてどのように考えておられ、かつ、どのように県と調整をされているのか。また、県との調整状況が、町長が河川整備をしたいと思っておられる考え方とそこがあるのかどうかということについて教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

先ほど竹下議員が言われる井堰の関係ですけど、まず、一応井堰の状況なんですけど、一応井堰については、井堰の前後で高低差がありまして、こちらを転倒ゲートとかにする場合は、上流の河川の底、河床を低くする必要があります。その河床を低くした場合は、両護岸の根

入れ部分、基礎部分を太くしますので、さらに深く改修をしなければならないということで、井堰の上流の長い距離の河床を、川の底を低くしますので、長い距離の河川改修が必要になってくると。

あと、五の家井堰付近については、河川断面が小さいことと、あと、南側にある町道が低いこと、これによって越水しておりますので、こちらも転倒ゲートだけでは越水を防ぐことができないというふうに考えております。そのため、両方の井堰につきましては、転倒ゲートを設置する部分と、あと同時に河川改修、こういったものが必要になってくるのではないかとこのように現在考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

五の家のほうの対策の関係について、河川だけではなくて道路的な視点、あそこは道路が通っていますので、道路自体をかさ上げできないか、それをかさ上げすることによって堤防ができないかということで検討した経緯があります。あそこには住宅がありますので、そこをちょっとかけるということまではなかなか対応ができず、今のほうに至っております。ただ、河川の、そちらは左岸側、河川の下流に向かって左側の話ですけれども、右岸側、そちら側も越水するので、当条区のほうが地元でそれを止めるための止水板を開ける作業をされます。ここについては、区のほうと協議を進めまして、道路を引き上げるような形で対策を講じようということ今話を進めています。

最終的な話になりますけれども、どうしてもやっぱり河川改修でないとできない部分があります。ここについては、県のほうに町長もお願いして結構要望をしてもらっているわけです。ただ、年間にできる、じゃ、どれだけ事業が進むのかということなんですけれども、今年のはっきり言うと、予算は倍増させてもらっているような状況もあります。1億円程度の予算をつけてもらっているんですけれども、100メートルぐらいしか進まないんですよ。それだけ河川改修には時間がかかるということも御理解いただきたいと思います。

災害の件に対して考えれば、まずはハード面で限界がある部分については、やっぱり避難、そういった部分をしっかり考えてもらう必要があるんじゃないかと思っています。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

過去の一般質問でもいろいろさせていただいた中で、今回の8月も久留米市とか雨量が相当多かったということが報道されていましたが、今後20年間は、やっぱりこの注意度は、雨量が増えるんだというようなIPCCの報告もありますから、県との調整がいろいろ大変なんでしょうが、本当によろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後になります、上広川校区の過疎対策について——教育長、すみません、もう一個だけ質問させていただいていいですか。

小規模特認校なんです、これは先ほど御説明は分かったんですが、上広川校区の過疎対策的な意味合いも当然あると思うんですけれども、教育の観点からの有意性についてお考えがあれば、ちょっと急遽でなんです、いただいてよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

小規模特認校を上広川小学校にしておりますけれども、少人数で学ぶよりも大人数で学ぶことのほうが、子供のコミュニケーション能力、あるいは言語能力、そういったものが十分発達するものと考えております。少ない人数で学ぶよりも多くの人数で、先ほども申した共同的な学習、学びの場をいかにつくっていくのか、それが子供の人格形成上も、あるいは学力向上の上でも非常に有効なやり方だと思っておりますので、この小規模特認校を進めることによって、私ども学校運営の方針を生かしていくものであるというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

町長からあったように、広川町の人口減少地域定住促進強化条例がさらに3年間延長したということで、上広川校区の過疎対策については重要だと認識されているということは分かりました。その上で、若干この事業について御質問をさせていただきます。

小規模特認校については、実質、令和2年度が実績1名ということだったので、それはどうかと私は思うので、せっかく小規模特認校に指定したら、数は具体的に私からは申し上げられませんが、もうちょっと徹底するかどうかというのを教育の観点からもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、住宅を保持するとき、具体的に事業名は言えませんが、上広川校区は優遇措置がありますけれども、これによって上広川校区に家を建てたという人が、実績があるかどうか。上広川校区から、山のほうから下りてくるときとか、ちょっとその辺が活用できるのかわからないんですが、外から、もしくは中広川から、下広川から移動してきて、これがあるがゆえに上広川校区に家を建てたという実績があるかどうか、教えていただけますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

住宅ローンの利子補填の施策を打っておりますけれども、現在までに13名の方がこの利子補給を受けてあります。

内容といたしましては、上広川校区内から上広川校区で利用されている方が7名、それから、中広川校区、下広川校区から上広川校区へ家を建てられた方が1名、町外から上広川校区へ来られた方が5名、合計の13件となっております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

分かりました。今の質問はそれで終わります。

あと、工業団地の造成が計画されていると思ひます。新工業団地造成計画に基づく地形測量業務委託費用というのが本年度の予算として認めろということで、議会として認めたくてはありますが、これが商工振興費ということで、金額は10,628千円だったですかね、ここに書いてありますが、これの執行予定、執行の見込みというのはあるかどうか教えてもらっていい

ですか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

令和3年度当初予算で上げました地形測量業務委託料の分になります。こちらは候補地の基準点測量や地形測量の業務委託となりまして、この測量委託につきましては、議会や地元説明、その後に土地所有者への説明をし終わった後に、承諾をいただいた土地より現況測量というのを行うものです。ただ、現在、コロナ感染の関係で、対象地区の行政区に説明も行くことがちょっとできませんので、当然、議会への報告というのも現在差し控えさせていただいております。

今後、地元説明というのができないようであれば、次年度への事業繰越しなどを行って、次年度の事業として対応をしていく形で考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

了解しました。ただ、新工業団地造成計画なるものを我々議員も知らされていない状況なので、個人的には知りたいなというふうに考えていますから、ちゃんとした理由があらわれて、お知らせではないんでしょうけれども、可能な範囲で御提示いただけたらというふうに思っています。

最後に、3号線バイパスについて質問させていただきます。

この3号線バイパスにつきましては、令和3年2月10日の福岡県の都市計画審議会において、否決じゃないんですよね、否決じゃなくて、採決保留になっているんです。先に言いますと、何人かの委員が若干反対意見を述べられたことによって採決保留になったんです。もう一回言いますが、否決じゃないんです。

いろんな委員がおられるんですけども、今回反対意見を言われたのは大体県議会議員の先生方です。ちなみに紹介しますと、自民党の松本委員が、いまだ住民への説明が不足なんじゃないかという話と、報道——報道というのは、これは福博ジャーナルだと思うんですけども——の内容、いわゆる事前に決まったルートをトレースするような話に決まったんじゃないかというような話で、反対意見、保留がいいという意見を述べられています。それと、自民党の加地委員も同意見だと。さらには加地委員は、地元の県議に確認をしても、よく説明を受けていないというような回答があったということです。それと、この井上委員というのはちょっと僕は知らなくて、多分、立憲民主党か何かの方だと思うんですけども、同じ意見だということで、当該委員長が採決保留が妥当だとなったというふうに公になっています。

町長はこの採決保留になった理由をどのように捉えておられるのか、御認識をお教えます。

○議長（野村泰也）

竹下議員に、今の質問が項目に上がっておりませんので、分かる範囲でよければ。町長。

○町長（渡邊元喜）

私は県議会議員の先生方が誤解されてあるんじゃないかと思うんですよ。広川町で3号線バイパス推進は大変盛り上がっております。

それから、ある一定のところをどうだこうだと、通す通さんという、これは具体的に言うとなら上広川小学校なんですね。だから、公共の施設を通すから、それはどうだという話だったそうです。しかし、これは誤解だと思います。国道事務所がよく説明をしておけば、それは誤解は解けたんじゃないかと。ただ、地元の盛り上がりがないということ、そういうことは私は全く広川町についてはないと。

それで、その後、私は複数の県議会議員の先生からいろいろ言われました。全く面識のない人からその件について、その先生方いわく、私がどう言うた、こう言うたということですが、私は初めて会った人に何も話はしとらんですよ。ですから、そういう話が県議会の中で広まっているというか、うわさが、それがそれに出てきたんじゃないかなというふうには私は思っております。言われるとおりに、盛り上がっていないというふうに見られるなら、盛り上げようということで、どうしようかということをお話しておりましたところ、コロナ禍がまたこういうふうになっておりましたので、今のところそれができておりません。

それから、ルートについても、我々がどうのこうの言うたわけでも何でもありません。地形上、それから、3号線バイパスの工事の工程上、そのほうが国道事務所が安く上がり、有利になるんだということで、そこになったというふうには私は聞いておりますから、我々が公共施設を通してくれと言うたつもりはございません。

それと、もう一つ言いますけれども、今後どうするか。これはコロナ禍で私たちも身動きが取れておりません。ですから、何もできないでいますけれども、うちのある議員の中で、私たちがしっかりとお願いをしておりました古賀誠先生、これは失脚させないかんというふうには発言されている方もいます。これは古賀先生を蹴落とすようなことがあったら大変なことだなというふうには心配をしておりましたが、幸いにして健在でありますので、古賀先生から助言をいただきながら、藤丸先生、しっかりと応援をしていただきたいなど。それによって今後推進してまいりたいというふうには——今後、衆議院の解散総選挙がございます。その後はそういった取組をしてまいろうと私は思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

議長、事前通告というのは、議会の討論がうまくいくように資料とかを調べるために事前通告します。今回、僕は町長のお考えを問いますので、継続して質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

はい、どうぞ。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

町長、これらの自民党の県議会議員の先生方の意見と私は同じ意見じゃないんです。先ほど、上広川を活性化しないといけない条例ですよ。これを見ていただくと、今回、町長がされようとしている項目がざっと並んでいるんですよ。だから、古賀誠先生でも何でもいいんですが、町長が事前にいろんな動きをされても、私は堂々とされとったらどうかということをお申し上げようとしているんです。

そもそも、今回、期成会を3月につくるという副町長からの御説明があって、屋上屋を架すような、そういう期成会は必要ないんじゃないかなと私は思ったんです。そのときはちょっと意見を言うような、全員協議会か何かの御説明の場であったので控えたんですが、さらなる期成会をつくるということは、まさに住民説明が通っていないことを自ら認めるようなものじゃないかと。だから、こんなものは僕は要らないと思っているんですよ。

今まで、ただ、僕は町長が動きとしてはちょっと不足にあられた部分があるんじゃないかと思っています。それは何かというと、県への説明、ここがどうも不足しとったんじゃないかというふうに思います。

長くなるといけませんので、最後に、一般質問の場というのをお願いする場ではないんですけども、今後、3号線バイパスを実のあるバイパスとして造っていただくためにお願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。お願いの場じゃないんだけど、町長、先にお願ひ、言っただけですか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

今、議員おっしゃったとおり、一般国道3号改良促進期成会というのは現にあります。ですから、その上に期成会をつくる必要は何もありません。私はそれを、どうも行き違い、勘違いがあったと思うんです。私も勘違いしておりました。期成会じゃなくて、推進協議会をつくって盛り上げてくれというふうな話だったんですよ。それが期成会、期成会というふうに私の耳に入ってきますから、期成会、屋上屋をつくるようなことは私はしませんということをお願いしてきたんです。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

屋上屋を架すと言いますが、最後にちょっと、一般質問はお願いする場じゃないんですけども、3号線バイパスを実のあるものとして将来実現させていただくために、ちょっとお願いを幾つかさせていただきます。

期成会ではないとおっしゃったんですが、ほかの名前でもいいんですけども、つくられるからには実のある組織づくりをしていただきたい。これが1点。それと、県の都市計画審議会では、議案の番号は違うけれども、中身は八女市と一緒になんですよね。ですから、八女市との足並みをそろえていただきたいかなと思います。3つ目、何回か私、一般質問で言わせていただいたんですが、立花の駅から久留米のあそこ、今の北側の端までつないでも、あまり3号線バイパスの渋滞解消には、科学的根拠はないけれども、僕はならないかなと。生活道路的な要素が3号線は多いんですよ。だから、せつかく3号線バイパスを造るのであれば、別のことがあって、今回、久留米を除外したと言われるけれども、久留米市をこの事業に参画させるべく努力をいただきたいと思います。

そして、繰り返しになりますが、これが一番重要なんです、古賀誠先生に頼むのもいいんですけども、国と県に本来の調整をぜひ確実にうまくやっていただきたいというふうに考えています。

町長、以上で質問を終わりますが、何かおっしゃいますか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

最初から言いますように、初めから3号線バイパスは八女市、広川町、久留米市で動いていたんです。ところが、久留米市を促してもなかなかこの協議が進まないから、一旦は広川町と八女市で造って、その後、久留米市に頑張ってもらって造ってまいらしようということで、改良促進期成会の中でもそれは今でも同じ考えなんです。ですから、第1期、第2期という考え方で今度のバイパスは国道事務所が進めてくれているんです。ですから、久留米市を除外した、省いたということは全くありません。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君、最後にしてください。

○3番（竹下英治）

最後ですね、長くなって本当にすみません。

国道事務所がその2期をどのように担保されているのか、別の機会がいいので、教えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間の休憩を取ります。

午後2時11分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番水落龍彦君の登壇を求めます。

○6番（水落龍彦）

皆さんこんにちは。6番水落でございます。2学期が始まって、教育委員会は、子供、保護者、それから教師の対応で物すごく忙しい中、まして今日は一般質問で集中させて、大変だと思います。最後ですので、よろしく申し上げます。

本日は、まず、読書教育の推進についてお尋ねします。

文科省のほうから、中学生までの読書習慣の形成が不十分と。高校生になり、読書への関心度の低下、それから、スマートフォンの普及などによって子供の読書環境への影響が考えられると。発達段階ごとに読書の習慣づけのために、家庭、学校、幼稚園、保育園、小・中・高、図書館の効果的な取組が推進されています。

家庭では、みんなで読書運動に取り組むこと。家読と書いて「うちどく」といいますが、子供の読書活動を高めるために、読み聞かせなどにより家庭でのコミュニケーションが増え、絆を深める目的で、本町、広川町ではゼロ歳、ブックスタートを子育て支援係で、それから、教育委員会、図書館で3歳、6歳までの実施をされています。さらに、9歳まで、3年生前ですね、中学年前に拡大するとのことでしたが、どのようになっているか、お聞きしたい。これがまず1点目です。

次に、35人学級、少人数学級、個に応じたきめ細やかな教育、それから教科担任制、2学期制、いろいろなものが入ってきています。そういう実現があります。その反面、分かる・で

きる授業、質の高い授業ですか、そして、教師の数、質の必要性が問われています。教師不足の問題点、講師が集まらない、確保のために、中学校から臨時免許、新任教師、今年の採用試験では、教育実習もまだしていないのに採用試験が受けられる。そして、その後、教育実習をされると思いますけど、何かそういう採用試験に対しての低下も考えられるなど。いろんなこういう課題の中で、強いて言えば授業面、それから学級経営や生徒指導、それから保護者対応とか地域の連携、そういう面での指導力の低下はないか、お聞きしたいと思います。これが2つ目です。

3つ目は、こういう教員を育てる人たちもいると思います。教員の多忙化と同僚性の希薄化もあると思います。そういう中で、教員間の学び合い、支え合い、協同する力が必要だと思います。若い教師が増えている中で、育成指導に当たる職員など、教育委員会でどのようにサポートしてあるのか、その3点をお伺いします。

あとは質問席よりお伺いさせていただきます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

それでは、読書教育の推進についてお答えいたします。

現在、3歳児の読書への階段事業及び6歳児の家族でうちどく事業を実施し、年齢に応じた図書を段階的に配付する事業を通して、家庭内での読書習慣を身につけることにより、家庭での読書を推進しております。

以前、この事業を9歳児にも拡大する協議を進めておりましたが、この年齢になりますと、それぞれ読みたい図書の分野が多様化してまいります。どのような図書を選書したらよいかという課題がございました。それならば、子供たちが多くの図書の中から選書できるように、町立図書館の図書をさらに充実させると同時に、学校図書館にも町立図書館から巡回文庫の本を増やすことにし、選択できる図書を充実させたほうがよいとの判断になり、町立図書館と学校図書館の連携により各図書館の図書の充実に努めております。

続きまして、学校教育の課題解決に向けての取組でございます。

現在、教員の年齢構成は、大量退職期を迎え、若い新規採用教員が大幅に増えています。その上、30代後半から40代の中堅層が少なく、アンバランスな構成になっており、教員の資質能力の向上のための人材育成が課題となっております。

そのような中、教員を希望する人数も減ってきており、小学校では講師が不足し、中学校免許の講師に臨時免許を取得させ、勤務していただいております。小学校は全教科の指導になるので、専門教科以外の指導もしていただかねばなりません。そうすると、やはり指導力に欠けてまいります。また、小学校免許を持っているものの、若年教員は経験が浅く、授業や学級経営、生徒指導等の様々な面において指導力が不足している面もあるということもまた現状でございます。

そこで、教育委員会としては、若年教員研修会や若年教員の授業参観等を行い、指導、助言を行っております。また、学校から職員育成計画を提出させたり、校長会や学校訪問等を通して、育成方法を確認し、より効果的に実施できるよう指導、助言を行ったりしております。

現在、コロナ禍で学校に出向いたり研修会を行うことが難しい状況にありますが、学校と

密に連絡を取り合い、若年教員の状況を聞いております。また、各学校におきましても、OJTの研修や、あるいはメンター制度を取り入れた、先輩教員が若年教員に対して指導、助言を行ったり、あるいは同学年と一緒に教材研究を行ったりしています。中学校においては同教科の中で、あるいは同学年の中でということになりますけれども、常にそういったことにつきましては教育委員会と学校が連絡を取り合い、若年教員の様子や先輩教員の指導方法などを聞き、必要に応じて指導主事が適切な指導方法などの指導、助言を行っております。また、若年教員や臨時的任用職員に対しては、南筑後教育事務所からもサポートをいただいております。

今後も教育委員会と学校が連携して、学校訪問をし、指導、助言を行ったり、研修の場を設定したりしながら、よりよい人材育成をしていきたいと思っております。

また、教育の低下と申しますけれども、先日行いました全国学力テストの中では、福岡県、広川町におきましては、小学校は全国平均を超えるという実績を残しております。こういった部分ではしっかりとこういったメンター制などが効果的に行われているというふうに思っております。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

9歳児の多様化の選書の課題があったり、図書、学校巡回等だけでやっていくという御意見がありましたけれども、実は3年生までの拡大をするということは元教育長のほうから発言があったので、今日は質問しました。だから、そのことを言われた時点で、教育委員会でも共通認識等、何かそういうのがあってそういうお話をされたかなということも確認したいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

9歳児への本の拡大ということで、この提案は図書館のほうからございました。図書館のほうから教育長に話をされて、教育長も一旦はそういった計画はいいだろうということで言われておりましたけれども、担当のほうで協議をした結果、やはりその選書については、9歳になると好みとか、そういったものも出てきます。仮に希望する本ではない本を配付しても、それが読まなければ結局無駄になってしまうというようなこともございましたので、今回はその分については取りやめております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

教育委員会としては、9歳児の特性というか、本、なぜ9歳なのかという、そういう特徴とか、何かそういうところは捉えられていますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

いや、特に教育委員会として9歳児ということでは限定しておりません。先ほど言いましたように、町立図書館のほうからの要望で出ておりました。今、ゼロ歳児に対して福祉課のほうが行っております本の配付、3歳児と6歳児が教育委員会のほうで行いまして、都合よく3つずつ間が空いておりますので、そういったところで9歳児ということではなかったかなと思っております。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

私が調べた3歳、9歳までの意味合いというのが、小学校中学年から高学年になる頃、読書好きになるのかが分かれてくるということですね。だから、ファンタジーとかシリーズ、ああいうものを見ながら子供の感性や読書量が伸びるということで、ここら辺を境に読書量が減ってくるということなんですね、これが中学生、高校生。ましてや、今、ICT教育とか、いろいろあります。そういうものに全然触らない。本はデジタルで読んでいる人たちもいます。スマホというのは使えますけど、スマホは辞書代わりぐらいにしてほしいというような感覚。だから、これはICT教育の影の部分の補充かなと思います。

今いろんなことを聞きましたので、また何かこういう話合いがあったら、9歳のところまで、また一度検討していただきたいと思います。

1番目はこれで結構です。

先ほどの35人学級、少人数学級も、指導力の低下ということで教育長がいろいろ言われた部分、やっぱり小学校でも指導力に欠ける部分がある、学級経営不足があると思います。これはあって当たり前ですよ。これだけの忙しい中で、大変な思いをしてやっておられると思います。

そこで、そういう教師の判断というか、見方というのはどこで、さっき言われましたけど、教育委員会と学校の連携を取りながらとあります。考えられるのは、まず、管理職が各学級に入りながらその教師を見ていかれると思います。教室訪問なり、それから、いろんなその先生の課題とか、そういうのをつかまれると思います。そういう中で、指導しても指導してもなかなかできない。そういうもので研修があって、そういう内容を総合したものを教育委員会のほうに届けられるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほど教育長答弁にありましたように、毎月1回、校長会を開いております。また、学校への訪問も適宜、指導主事のほうが行っておりますし、町が行う学校訪問もあります。そういった中で、各教室で授業を見ておりますけれども、本年度はコロナの影響もありまして廊下から見る程度ではございましたけれども、そういったことで各学校の様子を随時見ております。また、特に問題があるようなケースについては、日々の校長の観察の中から、校長会なりでも報告いただいておりますので、そういった中で現状というのは分かってくるような形になってきます。

○議長（野村泰也）

6 番水落龍彦君。

○6 番（水落龍彦）

そういうものも課題解決に結びつくと思います。

もう一つ、研修とか協働体制の在り方、組織の在り方とか、いろいろあると思いますけど、その中で、そういうことに関しての研修に関する広川町での人材、そういうのはリストか何かつくっておられますでしょうか。研修とかに力を持っている方とかの人材リスト。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

教職員の育成リストというのがございまして、そういったものを活用しております。

○議長（野村泰也）

6 番水落龍彦君。

○6 番（水落龍彦）

研修で講師になるような人が広川町にもいると思うんですね。そういう方たちのリストか何かはつくってあるのかということを知っています。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

すみません、そういった研修とかで使えるようなリストまではつくっておりません。

○議長（野村泰也）

6 番水落龍彦君。

○6 番（水落龍彦）

話を聞いてみると、元校長先生がおられたり、今ほかの大学で生徒指導とか、いろいろ教えている方もおられたり、いろんな方、そういう方が現場で使えるような、人材として活用できるのかなと思って、こういうことを言いました。

10年ほど前、学校経営の課題は職員の高齢化でした。年寄りが多くて多くて、どうしたら学校をやっているのかと、若い人が欲しい欲しいというのがその頃の課題でした。これから退職者が増加して、5年先、10年先はどうなるのか。そういう在り方を考えて、これからの人材育成を考え、各校長が講師になって、これから担う職員を育成していった市もありました。

こういう人材育成の観点からの研修の在り方、それから、長期展望の視野で、先ほど教育長が2学期制のために人事交流がしやすくなると言われてきたけれども、新しい風を入れる意味での本町以外の教職員との人事交流は考えておられるか、教育長にお尋ねします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

今、水落議員おっしゃっていただきましたように、今回、2学期制を導入していきますのも、そういった本町以外との人事交流をなるべく図りながら、広川町に新しい流れを、風を起こしていきたい、そういった思いもございます。

そういった中で、今後、南筑後管内のそれぞれの市町と交流が図れるように、南筑後教育

事務所のほうとも連携を取りまして進めていきたいというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

先ほど教育長が、短所でもあり長所であると。長くいる部分もいいかも分かりませんが、そういうものをあえて変えながら、将来を長期展望して、広川町の教育をよくしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、先ほど若い教師が増えている中で指導育成に当たる教員というのがありますけれども、教育委員会が考える育成指導に当たる職員、どういう資質、どういう人がこういうのに適しているのかなということをお伺いしたいんですが。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

育成指導で行かせている職員……（「職員の資質。どういう人がいいかということですね」と呼ぶ者あり）

やはり最近、若い教職員が増えております。先ほど教育長の答弁もありましたように、30歳代から40歳代の中間層が少なくなっておりますので、なかなか指導される先生方も少ないんですけれども、指導のやり方もいろいろありまして、最近ではOJT研修とかメンター研修とかを取り入れまして研修を行っております。

そういった資質、人材もいろいろありまして、研修をすることで職員の資質を高めているような状況で、そういったことで研修を行っております。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

ありがとうございました。若い教師が勉強になるというのは、いつも先輩教師が若手を考えてくれるとか、それから見守り、指導してくれる、教官的な立場でいつも見てもらっていますね。その中で自分自身の力を伸ばそうという、これは学校教育に限らず、どこでもだと思います、人のあれは。ただ、その中である程度厳しさも必要だと思います。間違いとかそういうことを正す、その正し方もあると思います。

反面、先輩教師との人間関係に悩むというのがあるんですよ。その理由として、これは癖のある教師、どういう癖があるかという、未熟な先生に強く当たるとか、強い口調で一方的であると。これは私も昔見てきたし、今の50代とかいっぱい、そういうのが当たり前かなと思うんですけど、今の時代に合うのかな。それが結局、職員だけならいいけど、子供とか、それから保護者、地域の方たちにそういう態度とか言動が繋がれば、これは学校の信頼にも影響していくと思います。本町ではそういうことはないと思いますけれども、もしこのような癖のある教師とかがいるとすれば、教育委員会としてはどのように対応されているか、またサポートされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほど申しましたように、メンター制度、研修等も入れております。それとかOJT、これは実務面とか精神面での指導、助言ができるような研修と考えておりますので、そういったものを取り入れておりますけれども、基本は常に教育委員会と学校とが連絡を取り合いながら、若年教員の様子とか先輩教員の指導方法などを常に校長のほうに確認しまして、必要に応じて指導主事が指導、助言を行って、そういったものについて学校と連携して対応している状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

OJTですね。オン・ザ・ジョブトレーニングですかね。センターなんかでも今やっておられる人材育成の方法とか、そういうことを学びながらやっていかれるということですね。頑張ってもらいたいと思います。

学校免許制度のことでちょっとお話ししたいと思います。

学校免許制度ですけど、負担過ぎた免許更新制が大きく変わっています。制度がなくなっても、教員の研修の必要性は変わらないと。そして、抜本的な研修の充実を網羅する。そして、廃止ということもありますけど、廃止ではなく、発展的な対処をしていくという文部科学大臣の答弁がありました。

そういう中で、職務体系、今まで職免だったんですかね。職免が今度出張に変わるとか、経済的にお金がかかった分がかからなくなるとか、夏休みを活用しての研修になるとか、申請における負担がなくなるとか、いろんなことを今考えられているみたいです。言わばセンターにひとつ集めて、どんとそこで免許更新の研修会をやるとか、そういう話を聞いていますけれども、教育委員会ではこのことについて、教員から研修の充実について、何か検討事項とか、何か先を考えてあることがあれば教えていただけませんか。なければならないでいいです。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

若年教員に対しての研修というのは、若年教職員の研修会を行ったり、先ほどとちょっと重複しますが、特に若年教員が行う授業参観を特別に指導主事が学校訪問して見るとか、そういった形で育成、確認等を行っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

ありがとうございました。やることが多過ぎて物すごく大変だと思います。教育長、すばらしい、楽しい場所づくりを期待しております。

私もやみくもに質問しているわけじゃなくて、広川町のためによかれと思い、自分自身の考えでもありますけれども、いろんな情報を聞いたり、いろんなことをしながら質問させていただきました。頑張ってください。どうもありがとうございました。一般質問を終わります。

す。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月10日午前9時30分から開議いたします。

なお、9月7日火曜日、午前8時45分から第3会議室において議会運営委員会、午前9時30分から大会議室において全員協議会を開催します。よろしくお祈いします。お疲れさまでした。

午後2時42分 散会